



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 7 年度 全国厚生労働関係部局長会議 資料

(社会・援護局(社会)) 令和 8 年 1 月

目 次

1 地域共生等の施策に関する議論の状況について	3 p
2 生活保護制度について	9 p
3 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について	28 p
4 生活困窮者自立支援制度について	42 p
5 成年後見制度の利用促進等について	58 p
6 自殺対策の推進について	64 p
7 困難な問題を抱える女性への支援の推進について	77 p
8 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	84 p
9 ひきこもり支援について	86 p
10 福祉・介護人材確保対策について	94 p
11 社会福祉法人制度等について	107 p
12 災害に備えた福祉支援体制等について	115 p

1 地域共生等の施策に関する議論の状況について

(1) 現状

- 人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくためには、引き続き、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念を中心に据え、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要である。
- こうした中で、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条における施行後5年の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から地域共生社会の在り方検討会議において議論が行われ、令和7年5月に中間とりまとめが公表された。また、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る 施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、令和7年1月から「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論が行われ、令和7年7月にとりまとめが公表された。
- これらを踏まえ、福祉部会において令和7年4月以降議論を行い、また、福祉部会の下に設置した福祉人材確保専門委員会において令和7年11月にとりまとめられた「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」についても報告を受け、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。
- 報告書においては、2040年に向けて、人口減少・単身世帯の増加や福祉ニーズの多様化・複雑化が進む中で、地域の実情に応じた包括的な支援体制を整備するまでの具体的な方向性が示された。

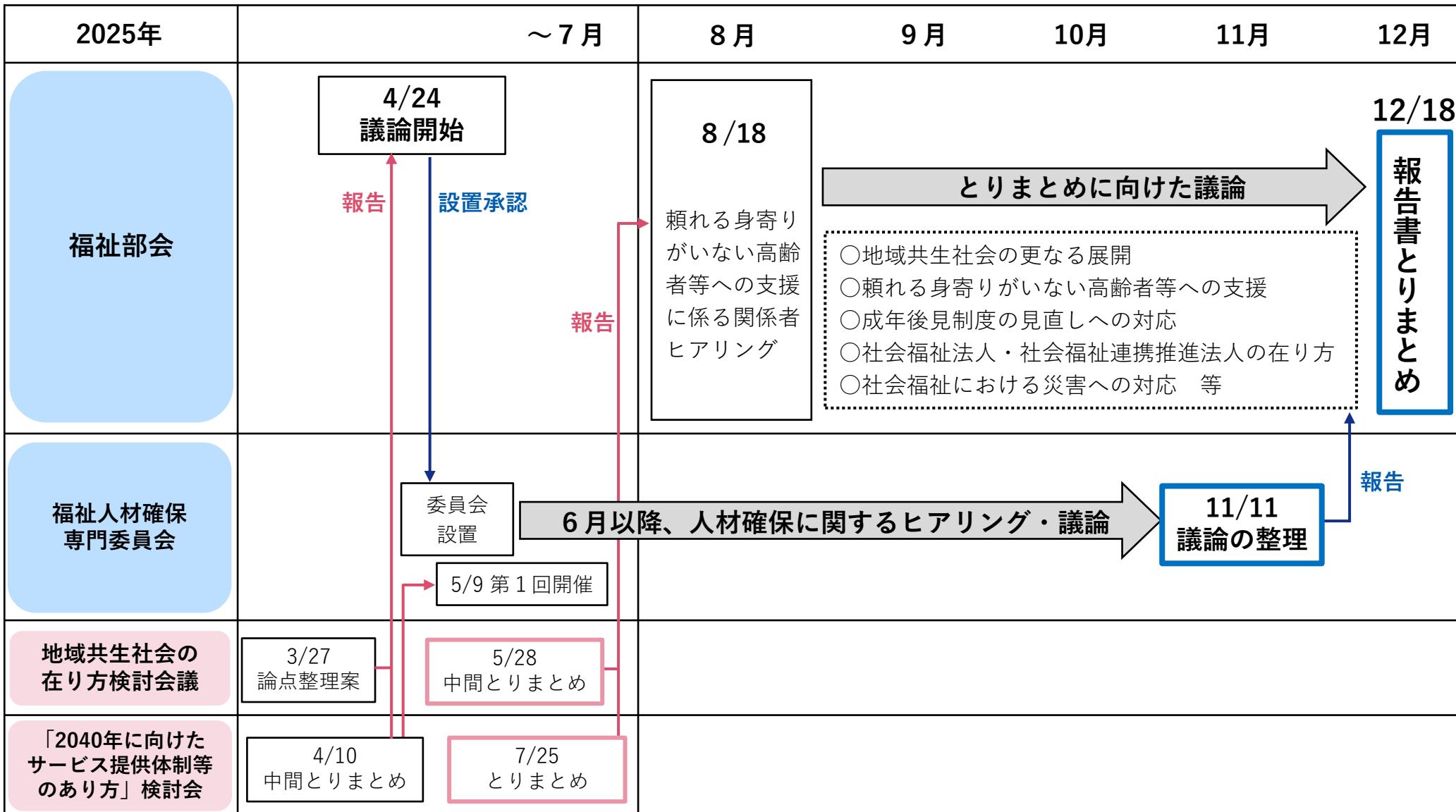
(2) 令和8年の取組

- 報告書（※）の内容を踏まえ、必要な法的措置も含めた関係法令等の改正等について検討を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講ずる。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html



福祉部会の報告書とりまとめまでの流れ



※ 議論の内容に応じ、介護保険部会、障害者部会、こども家庭審議会など、関係審議会とも連携

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

①包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
(1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化等

②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

①新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

②中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、
　　訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、
　　市町村事業によるサービス提供 等
- ・地域の介護等を支える法人への支援

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※ サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応
(分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることが可能となる支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機関による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

2 生活保護制度について

(1) 現状・課題

- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、**生活保護法に基づく保護費の追加給付について**、生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）することとした。また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）することとした。
- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っている。
- 生活保護受給者は、国民全体よりもさらに高齢化が進み、糖尿病等の外来受療率も高く、健康づくりや生活習慣病予防・重症化予防を進めるとともに、ポリファーマシー対策など医薬品の適正使用に向けた支援等を強化していく必要がある。また、医療機関・福祉事務所等の業務効率化や生活保護受給者の健康管理・適正受診等の推進に向け、医療DX・介護DXの動向等も踏まえつつ、さらなるデジタル化やデータ活用に取り組んでいく必要がある。
- 複雑な課題を抱える被保護者が増加する中、個々の状況に応じた就労支援・居住支援等の充実や、自立を阻害する貧困ビジネスへの対策が課題となっている。
- 外国人に対する生活保護については、法に準じた保護の対象ではない在留資格の外国人に対して誤って支給した例があるなど、制度の適正利用が課題。
- 生活保護システム標準化については、昨年8月末に標準仕様書2.2版を公表したところ。また、令和8年1月末に2.3版を公表する予定。
- 生活保護のケースワーカーは、各種事務処理等により、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況があるため、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境整備が必要である。

2 生活保護制度について

(2) 令和8年度の取組

- 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について、自治体の皆様のご協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。大変なご苦労をおかけするがよろしくお願ひしたい。国において、計算ツールの配布・支給事務マニュアルやQ&Aの発出等を通じて、自治体における支給事務を支援するとともに、今後設置予定の「相談センター（仮称）」における問合せ・相談への対応や、対象世帯への周知・広報に取り組むこととしている。
- 令和8年度の生活扶助基準については、社会経済情勢などを総合的に勘案し、特例加算について、現行の世帯人員一人当たり月額1,500円から1,000円引き上げて月額2,500円にするとともに、特例加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障することとし、令和8年10月から1年限りの措置として実施する。令和9年度の生活扶助基準の見直しに向け、5年に一度の生活保護基準部会における定期検証を1年前倒しで実施する。
- 「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の「中間的な整理」（令和7年12月17日とりまとめ）を踏まえ、医薬品の適正使用に係る取組等について見直しを行うとともに、地域の状況に応じた取組の重点化や、各種業務の簡素化・効率化を進めていく。
- 個々の被保護者の状況に応じた自立支援に向け、就労支援の充実・強化、被保護者地域居住支援事業の拡充、貧困ビジネス対策の強化等を進めていく。
- 外国人に対する生活保護については、令和9年6月より自治体の実務においてマイナンバーによる情報連携を可能とし、国籍、在留資格等の情報取得を進めるとともに、国においてもその情報を全国的に収集することを可能とできるよう、出入国在留管理行政と連携し、外国人による制度の適正な利用に向けた必要な措置を検討していく。
- 法制度改革等に伴う機能要件の追加等、標準仕様書の改訂を検討し、令和8年1月末に標準仕様書【2.3版】を発出予定。
- 生活保護業務のデジタル化、ケースワーカーの業務負担の軽減や福祉事務所の体制確保等に資する事業に取り組む。

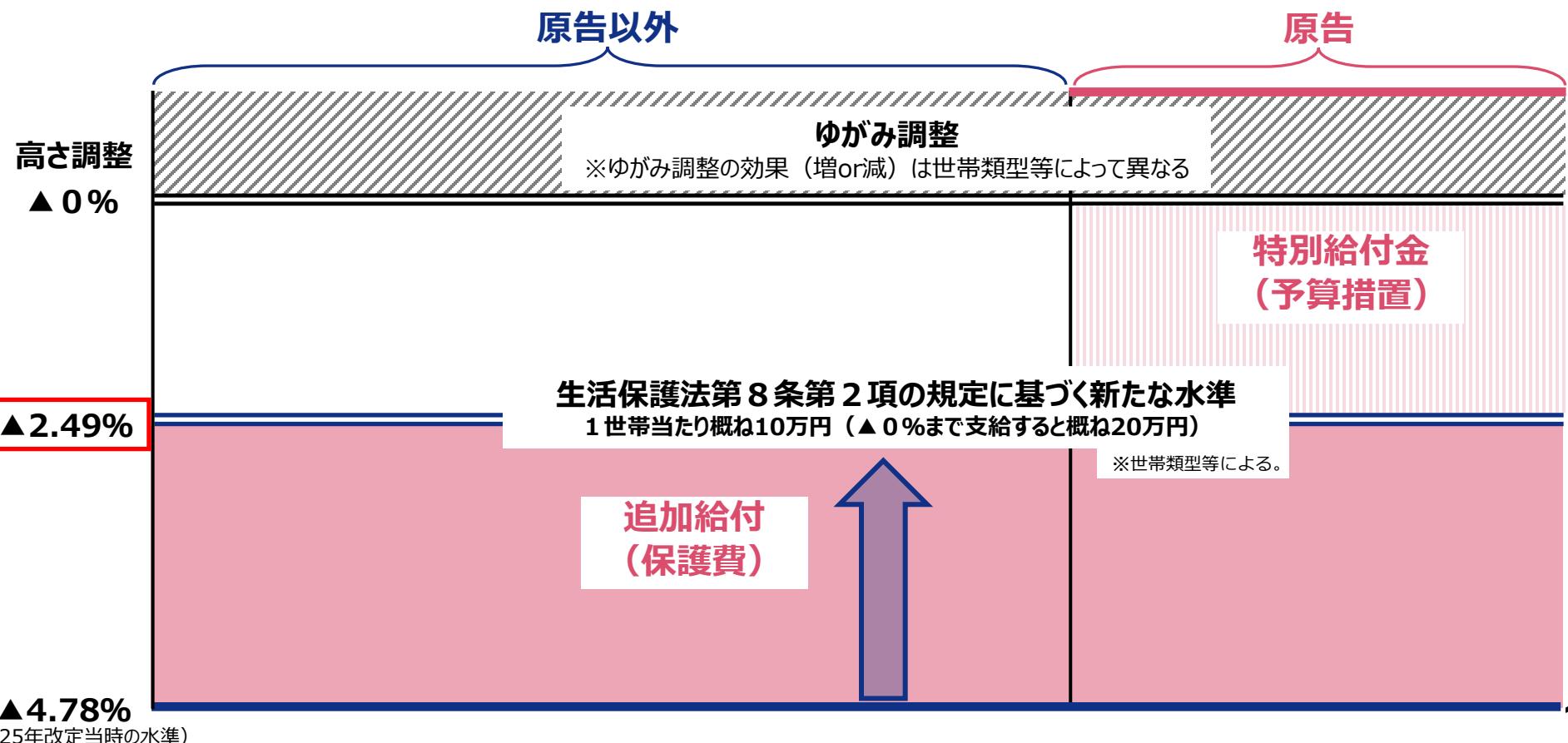
2 生活保護制度について

(3) 依頼・連絡事項

- 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付については、追加給付に向けた準備（予算措置、システム改修、実施体制確保等）に取り組んでいただき、できる限り早期に支給できるよう対応をお願いしたい。
- 生活扶助基準の特例加算の引上げは、令和8年10月施行となるため、生活保護事務処理システムへの反映について、準備を進めていただきたい。
- 医薬品の適正使用に関し、受診時・薬局利用時のお薬手帳（一冊限定）の持参原則化や、重複・多剤投与対策の対象者・対応方法の見直し等を進めることとしている。医療機関・薬局において適正使用に向けた対応が効果的に実施されるよう、お薬手帳の持参に向けた周知・指導や、ハイリスク者に対する薬局等への相談勧奨など、適切な対応をお願いしたい。
- 早期の一般就労が困難な者に対するきめ細かな就労支援や、高齢者に対する就労機会の積極的な案内・勧奨など、令和7年度補正予算のモデル事業も活用しつつ積極的な対応をお願いしたい。また、被保護者地域居住支援事業の積極的な活用、貧困ビジネス対策の着実な実施をお願いしたい。
- 法に準じた保護の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動制限を受けない「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する外国人である(生活保護手帳別冊問答集問13-32参照)。具体的な在留資格等としては、①永住者、日本人の配偶者等の入管法別表第2の在留資格を有する者②特別永住者③入管法上の認定難民等であるのでご留意願いたい。
- 令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指し、適合確認等の移行に向けた各プロセスへの取組みを引き続きお願いする。令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化した特定移行支援システムについては、移行に向けての問題点等について、引き続き総務省の標準化PMOツールを活用し解消していただくことで、適切な支援を行っていきたい。
- 地方分権に関する地方からの提案を踏まえ、介護事業者と行政の負担を軽減するため、令和8年度から、介護保険法による手続（名称変更等の届出、指定取消し等）と、生活保護法による同種の手続について、連動させることとした。施行に当たっては介護部局と連携してご対応いただきたい。
- 令和7年度補正予算による事業も含め、各種事業を活用し、生活保護業務のデジタル化の推進やケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った自立に向けたきめ細かな支援を可能にする環境・体制の整備をお願いする。

施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

- 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
 - ※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
 - ※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
 - ※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 令和7年度補正予算に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）



施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

令和7年度補正予算額	1,475億円
・生活扶助費支給	1,055億円
・支給事務費補助	401億円
・相談センター等	17億円
・特別給付金	2.3億円

① 施策の目的

- 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)を踏まえた対応を実施する。

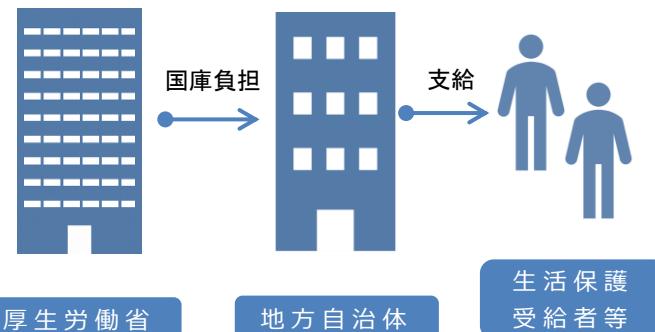
② 施策の概要

- 社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会における審議結果等を踏まえつつ、当時の生活保護受給者等に必要な扶助費の追加支給を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備や支給システムの改修に要する経費を補助するほか、受給者等に給付内容を周知等するため、国における相談センターの設置や広報活動等を実施する。更に、基準改定訴訟の原告等に対して、10年以上に渡り争訟を行ってきた経緯を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置として特別給付金により支給する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ア 生活扶助費の追加支給

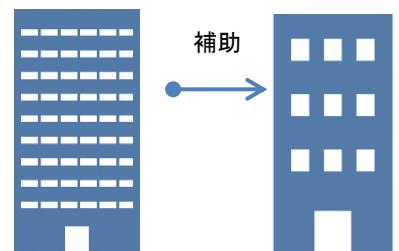
(国庫負担3/4、自治体負担1/4)



- 追加給付分の負担金の交付
- 告示、交付要綱等の改正
- 所要額見込み・交付決定

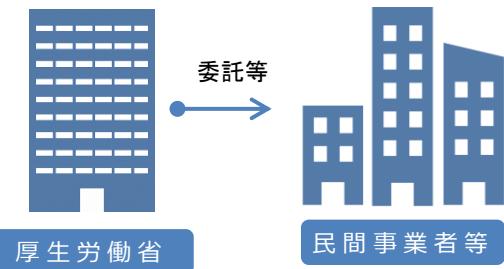
イ 支給事務費補助

(補助率10／10)



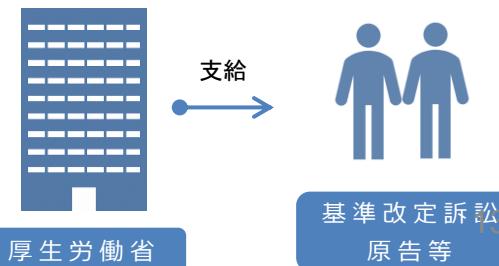
- システム改修費用
- 非常勤職員雇上費
- 正規職員の超勤手当
- 業務委託費等

ウ 相談センター設置、広報等(委託)



エ 原告に対する特別給付金

(国庫補助10／10) ※ 国で支給手続きを実施



生活扶助基準本体（第1類・第2類）に係る追加給付額のイメージ (1級地 - 1の場合の例)

世帯類型	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～H30.9 (42か月分)	H25.8～H30.9 (62か月分)
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	1.0万円	3.0万円	15.0万円	18.9万円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、子中学生と小学生)	1.2万円	3.7万円	18.7万円	23.6万円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	0.8万円	2.3万円	12.0万円	15.1万円
高齢単身世帯 (65歳)	0.5万円	1.5万円	8.0万円	10.1万円
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	0.7万円	2.1万円	11.1万円	13.9万円
高齢単身世帯 (75歳)	0.5万円	1.5万円	7.5万円	9.5万円
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	0.8万円	2.3万円	11.6万円	14.6万円
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生と小学生)	1.0万円	3.1万円	15.7万円	19.8万円
若年単身世帯 (50代)	0.5万円	1.6万円	8.1万円	10.1万円

※ 給付対象期間中に年齢が変化することは勘案せず試算したもの。

※ 計数は調整中のため、変更があり得る。

期末一時扶助費・各種加算に係る追加給付額のイメージ (1級地 - 1の場合の例)

■ デフレ調整の適用があり、現在まで見直しが行われていない加算等

	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～R1.9 (54か月分)	R1.10～R8.3 (78か月分)	H25.8～R8.3 (152か月分)
救護施設等の基準生活費 (救護施設)	4,080円	12,240円	81,540円	120,120円	217,980円
期末一時扶助費 (居宅・1人世帯の場合)	320円	330円	1,320円	2,380円	4,350円
期末一時扶助費 (居宅・2人世帯の場合)	530円	540円	2,160円	3,850円	7,080円
期末一時扶助費 (居宅・3人世帯の場合)	540円	560円	2,240円	3,990円	7,330円
入院患者日用品費	1,440円	4,440円	29,160円	42,900円	77,940円
介護施設入所者基本生活費	640円	1,920円	12,420円	18,720円	33,700円
妊娠婦加算	1,040円	2,120円	3,080円	3,130円	—
障害者加算 (障害等級1・2級、居宅)	1,680円	5,160円	34,020円	49,920円	90,780円
介護施設入所者加算	640円	1,920円	12,420円	18,720円	33,700円
在宅患者加算	800円	2,520円	16,740円	24,960円	45,020円
20歳未満控除	720円	2,280円	14,580円	21,840円	39,420円
放射線障害者加算	2,040円	8,040円	55,680円	83,580円	149,340円

※ 妊産婦加算は、追加給付の対象となる各期間において、「妊娠6か月未満」の額の4か月分と「妊娠6か月以上」の額の5か月分と「産婦」に係る額の3か月分の合計額を記載している。

※ 放射線障害者加算について追加給付の対象となる期間はH25.10以降である。

※ 計数は調整中のため、変更があり得る。

■ 過去、デフレ調整の適用があった加算

	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～H30.9 (42か月分)	H25.8～H30.9 (62か月分)
母子加算 (居宅・児童1人)	1,440円	4,440円	23,100円	28,980円
	H25.11～H26.3 (5か月分)	H26.11～H27.3 (5か月分)	H25.11～H27.3 (10か月分)	
冬季加算 (I区、1人世帯の場合)	950円	1,950円	2,900円	
冬季加算 (VI区、1人世帯の場合)	100円	250円	350円	

生活扶助基準本体（第1類・第2類）に係る追加給付額のイメージ (3級地 - 2の場合の例)

世帯類型	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～H30.9 (42か月分)	H25.8～H30.9 (62か月分)
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	0.8万円	2.4万円	12.1万円	15.2万円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、子中学生と小学生)	1.0万円	2.9万円	14.5万円	18.4万円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	0.6万円	1.8万円	9.7万円	12.2万円
高齢単身世帯 (65歳)	0.4万円	1.2万円	6.5万円	8.1万円
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	0.6万円	1.7万円	8.9万円	11.2万円
高齢単身世帯 (75歳)	0.4万円	1.2万円	6.1万円	7.6万円
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	0.6万円	1.8万円	9.3万円	11.7万円
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生と小学生)	0.8万円	2.4万円	12.5万円	15.8万円
若年単身世帯 (50代)	0.4万円	1.2万円	6.5万円	8.2万円

※ 給付対象期間中に年齢が変化することは勘案せず試算したもの。

※ 計数は調整中のため、変更があり得る。

期末一時扶助費・各種加算に係る追加給付額のイメージ (3級地-2の場合の例)

■ デフレ調整の適用があり、現在まで見直しが行われていない加算等

	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～R1.9 (54か月分)	R1.10～R8.3 (78か月分)	H25.8～R8.3 (152か月分)
救護施設等の基準生活費 (救護施設)	3,680円	11,040円	73,440円	108,420円	196,580円
期末一時扶助費 (居宅・1人世帯の場合)	250円	260円	1,040円	1,820円	3,370円
期末一時扶助費 (居宅・2人世帯の場合)	410円	420円	1,680円	3,010円	5,520円
期末一時扶助費 (居宅・3人世帯の場合)	420円	430円	1,720円	3,080円	5,650円
入院患者日用品費	1,440円	4,440円	29,160円	42,900円	77,940円
介護施設入所者基本生活費	640円	1,920円	12,420円	18,720円	33,700円
妊娠婦加算	870円	1,790円	2,630円	2,670円	—
障害者加算 (障害等級1・2級、居宅)	1,440円	4,440円	29,160円	42,900円	77,940円
介護施設入所者加算	640円	1,920円	12,420円	18,720円	33,700円
在宅患者加算	720円	2,160円	14,580円	21,060円	38,520円
20歳未満控除	720円	2,280円	14,580円	21,840円	39,420円
放射線障害者加算	2,040円	8,040円	55,680円	83,580円	149,340円

■ 過去、デフレ調整の適用があった加算

	H25.8～H26.3 (8か月分)	H26.4～H27.3 (12か月分)	H27.4～H30.9 (42か月分)	H25.8～H30.9 (62か月分)
母子加算 (居宅・児童1人)	1,280円	3,840円	19,740円	24,860円
	H25.11～H26.3 (5か月分)	H26.11～H27.3 (5か月分)	H25.11～H27.3 (10か月分)	
冬季加算 (I区、1人世帯の場合)	750円	1,500円	2,250円	
冬季加算 (VI区、1人世帯の場合)	100円	200円	300円	

- ※ 妊産婦加算は、追加給付の対象となる各期間において、「妊娠6か月未満」の額の4か月分と「妊娠6か月以上」の額の5か月分と「産婦」に係る額の3か月分の合計額を記載している。
- ※ 放射線障害者加算について追加給付の対象となる期間はH25.10以降である。
- ※ 計数は調整中のため、変更があり得る。

支給事務の基本的な枠組み

現在保護を受給中

H25.8月以降、同一の自治体で保護を受給している場合

世帯主に職権で給付
(追加で給付決定した旨を書面で通知)

現在の自治体から支給

※ A市で受給後に保護廃止になり、再度現在A市で受給している場合は、過去の支給分についてもあわせて支給

※ 各自治体のシステム改修により、システム内のデータを抽出（システム内にデータがなく、紙媒体のみの場合は、紙にて確認）し、その結果を「計算ツール」に転記・入力することで自動的に計算

H25.8月以降、複数の自治体で保護を受給している場合

各自治体から、当該自治体での受給期間中の情報・データに基づき、それぞれ支給

※ 過去における他の自治体の受給期間分は、当時の世帯主から当時の自治体への申出に基づき支給

現在は被保護者ではない（保護廃止）

自治体において、当時の詳細な情報・データがない場合がある

※ 保存期間満了により、保護受給当時の「最低生活費（金額）」の情報がない場合があるが、「世帯主氏名」「住所」「保護開始、停廃止年月日」は永久保存としている

世帯主からの申出

（必要事項を記入し、必要書類を添付）

保護受給当時の自治体から支給

※ 各自治体のシステム改修により、システム内のデータを抽出（システム内にデータがなく、紙媒体のみの場合は、紙にて確認）し、その結果を「計算ツール」に転記・入力することで自動的に計算

システム内のデータや紙媒体がない場合は、当時の世帯主本人からの申出内容や添付書類等をもとに確認した結果を「計算ツール」に入力することで自動的に計算

令和8年度生活扶助基準の見直しの内容

I 社会経済情勢等を踏まえた当面の対応

【令和7年度における対応】

- 生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時の・特例的な措置として以下の対応を決定した。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）
 - ※1 ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、令和5年度からの一人当たり月額1,000円の加算額を維持。
 - ※2 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを令和7年度見直しで500円引上げ。
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

【令和8年度における見直し内容】

- 社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とする。②の従前額保障は継続。
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持。

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度の予算編成過程において検討を行う。
その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとしている。

施行時期 : 令和8年10月～

財政影響額 : + 110億円程度 (令和8年度は+ 60億円程度)

世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和7年度 基準	令和8年度 基準案
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3~5歳)	1級地 1	148,560円	153,400円	156,060円
	2級地 1	141,290円	145,790円	148,790円
	3級地 2	130,910円	135,410円	138,410円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地 1	174,030円	181,760円	184,760円
	2級地 1	165,260円	171,260円	175,260円
	3級地 2	152,760円	158,760円	162,760円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地 1	118,900円	121,900円	123,900円
	2級地 1	113,230円	116,230円	118,230円
	3級地 2	105,160円	108,160円	110,160円
高齢単身世帯 (65歳)	1級地 1	74,250円	76,880円	76,880円
	2級地 1	70,990円	72,490円	73,490円
	3級地 2	66,350円	67,850円	68,850円
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地 1	107,470円	112,390円	112,470円
	2級地 1	102,620円	105,620円	107,620円
	3級地 2	95,680円	98,680円	100,680円
高齢単身世帯 (75歳)	1級地 1	67,680円	71,900円	71,900円
	2級地 1	64,890円	66,390円	67,390円
	3級地 2	60,900円	62,400円	63,400円

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和7年度 基準	令和8年度 基準案
母子世帯(子1人) (30代親、子小学 生)	1級地 1	119,310円	122,700円	124,310円
	2級地 1	113,610円	116,610円	118,610円
	3級地 2	105,500円	108,500円	110,500円
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生 と小学生)	1級地 1	151,730円	156,260円	159,230円
	2級地 1	144,230円	148,730円	151,730円
	3級地 2	133,540円	138,040円	141,040円
若年単身世帯 (50代)	1級地 1	74,720円	77,240円	77,240円
	2級地 1	71,430円	72,930円	73,930円
	3級地 2	66,740円	68,240円	69,240円

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額。

※ 「令和4年検証結果反映後」は、令和4年生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映した場合の基準額。

※ 「令和7年度基準」は、令和7年10月～令和8年9月に適用される額。「令和8年度基準案」は、令和8年10月～令和9年9月に適用される額。

医療扶助・健康管理支援等に関する検討会「中間的な整理」（令和7年12月17日）

- 生活保護受給者の医療扶助・健康管理支援等に関する「当面の取組」と「中長期的な方向性」について議論し、検討状況をとりまとめ。
- 「引き続き検討」とされた内容については、厚生労働省において実態把握等を進めつつ、本検討会でさらに議論を深めていく。

検討に当たっての視点

- 生活保護受給者は、国民全体よりもさらに高齢化が進行。単身世帯・非稼働世帯の割合が高く、孤独・孤立や精神面の不調など個々が抱える課題は様々。糖尿病等の外来受療率が高く、外来の受診日数や処方される医薬品の種類数は多い傾向。
- 日常生活面の自立や就労・社会参加に向け、健康課題・生活課題の早期把握や課題に応じた支援を強化。併せて、適正受診や医薬品の適正使用等も推進。
- 福祉事務所と府内関係部署や地域の医療関係者等との連携を推進。デジタル活用等を通じた業務効率化や取組の重点化を通じて、限られた人的体制を有効活用。

効果的な健康管理支援

- 中長期的な視点で事業企画や効果評価を行う枠組みに標準化
 - 計画的な実施（1期6年）
 - 評価指標の標準化
 - 国による丁寧な技術的支援
- 事業内容を「3つの柱」に標準化、「取組例」を拡充・多様化
 - ①健康状態の把握：健診受診勧奨、生活習慣の把握（質問票の活用）等
 - ②状態に応じた個別的支援：保健指導、関係機関との連携（地域薬剤師会や健康サポート薬局等）等
 - ③健康教育や普及啓発等：健康だより、他部門の取組活用（健康インセンティブ等）等
- 関係部門との連携強化（国が具体的な取組・調整方法等を整理・提示）
- 健康状態の把握に係る実効的な対策について、引き続き検討

医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用

- 医療扶助等の給付手続をデジタル化・効率化
 - オンライン資格確認の活用促進（業務効率化、利用登録の勧奨）
 - 給付手続の効率化や更なるオンライン化に向け、引き続き検討
- レセプト・健診情報等の効率的・効果的な活用方策について、引き続き検討

実施体制の構築・強化

- 保健師等の専門職との協働や「都道府県による市町村支援」を推進
- 地域の医療関係者との間で、医療扶助等に関する課題・取組等を認識共有

医薬品の適正使用や適正受診等

- 福祉事務所による重複・多剤投与対策を強化
 - 文書を活用した対応（文書通知等）
対象者：重複投薬・多剤投与（6種類以上かつ複数医療機関受診）
 - 重点的な対応（対面指導、薬局への同行支援等）
対象者：重複投薬・多剤投与（15種類以上かつ複数医療機関受診）
- *当該対策について、福祉事務所の実施体制等に鑑み、薬学的リスク等を踏まえ、対象者の中で、さらなる「優先順位付け」を実施
- 医療現場における医薬品の適正使用に向けた対応を推進
 - 医療機関の受診時/薬局利用時にお薬手帳（1冊限定）の持参を原則とする
 - 医療機関・薬局は、お薬手帳の確認や電子処方箋等による薬剤情報の閲覧を通じて、服薬状況等の確認を行うこととする

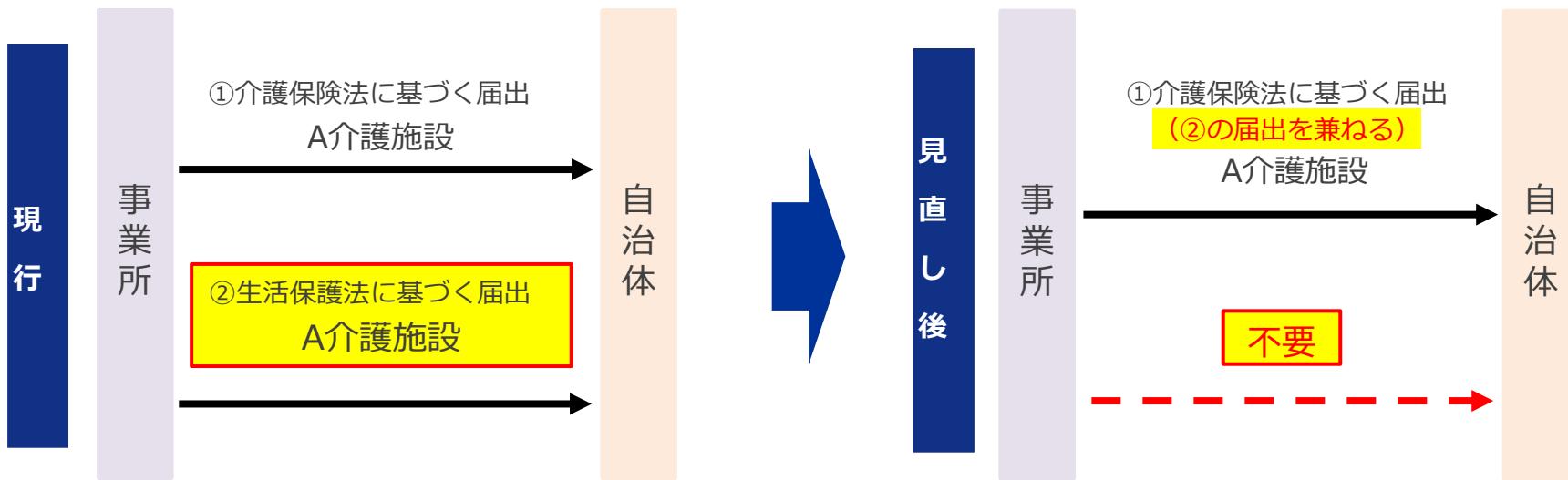
- 頻回受診の背景要因に応じた適切な対応を推進
 - オンラインシステムの実績ログ機能を活用した頻回受診傾向の早期把握
 - 多様な社会参加の機会の案内・勧奨等を積極的に実施
- 効率的・効果的な実施に向けた枠組みを構築
 - 被保護者健康管理支援事業との一体的な運用について、引き続き検討
 - 地域の状況（指導対象者の減少等）に応じた取組の重点化を可能とする
- 患者の状態に応じた必要な医療の提供に向け、新たな対応を実施・検討
 - 「かかりつけ医」等の普及啓発・推進方策について、引き続き検討
 - 医療扶助の訪問看護について、適切な実施に向けて実態把握や個別指導を実施
 - NDBデータの分析等を通じて実態・課題を整理しつつ、投薬・診療等に係るガイドラインや基準・ルールの設定について、引き続き検討

指定介護機関にかかる事務の簡素化

措置内容

○ 介護保険法による介護機関の届出等を生活保護法の介護機関の届出等と取り扱うこと（地方分権一括法による措置）

制度ごとに内容が重複する事務手続による介護事業者と行政の負担を軽減するため、令和8年度から、介護保険法による名称の変更等の届出があった場合に、生活保護法の指定介護機関についても届出があったものとして取り扱うこととし、介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等も連動するよう取り扱うこととする。



令和6年の方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

- 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項）があった場合に、生活保護法上の届出（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）もあったものとして取り扱うこととする。
- 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）も連動するよう取り扱うこととする。

施策名:生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業**① 施策の目的**

- 被保護者の高齢化は国民全体よりも進んでおり、安定就労が困難な高齢者世帯等では受給期間3年以上の割合が7割を超えており。また、その他世帯も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、様々な課題を抱える世帯に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制を構築するもの。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 多様な働き方を実現するために、管内の被保護者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたメニューを選択し、試行的に実施する福祉事務所を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 福祉事務所が地域の実情に応じて、下記のような支援体制を構築するためのメニューを検討し、実施する場合に補助を行う。【補助率3/4】

- 就労準備支援事業等における就労体験や、福祉事務所が策定する自立支援プログラム(生活改善プログラム、就労体験活動等)など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
- 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、仕事の切り出し・マッチング・就労継続など細かな支援を行う体制を構築
- 多様な働き方の機会確保(金銭収入を伴う就労機会の確保など)に向け、障害者施策など他法他施策との連携を強化する体制を構築
- 高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制を構築

等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

多様な働き方を実現することで、個々の状況に応じた社会参加・就労等を通じて、自立の助長を図ることができる。

被保護者地域居住支援事業の充実

令和8年度当初予算案 29億円の内数 (29億円の内数) ※()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- 被保護者地域居住支援事業においては、居宅への定期的な訪問等による見守りや日常生活（食事、洗濯、ゴミ出しなど）の状況確認等を通じて、必要な相談・助言を行うなど、被保護者が現在の居住生活を安定して継続するための支援を実施している。
 - 当該事業の利用者のうち、多様で複雑な課題を抱える者※や、日常生活を送るうえで金銭管理に課題を抱える者※※に対しては、特に専門的な支援を居住支援と一体的に行う必要がある。
 - このため、被保護者地域居住支援事業に次の支援（メニュー）を追加し、居住支援の充実を図るものである。
 - ① 関係機関による専門的支援体制加算
 - ② 金銭管理支援
- ※ 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調 など
※※アルコールやギャンブル依存症などにより保護費をすぐに浪費してしまう者 など

2 事業内容等

① 関係機関による専門的支援体制加算

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、自立支援に向けた各種専門的な支援を関係機関が適切な役割分担のもと実施するため、居住支援法人などをメンバーとした調整会議にて検討を行う場合、調整会議の開催や連絡調整に関する体制構築に要する費用を加算する事業

② 金銭管理支援 ※必須事業として追加（当該事業のみの実施も可）

- 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる（おそれがある）者、公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者 等

○支援のイメージ

- 日常生活費の管理支援（例：預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援（援助）、生活費の払出や預入の助言）
- 日常生活を安定させるための支援（例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援）
- 自分で管理を行っていくための手続き支援（例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援）
- 教育支援（例：お金の使い方や、物やサービスの値段に关心を持ってもらうための金銭管理教育）

3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

- 補助率：2／3

令和8年度当初予算案 59百万円

困窮補助金

事業の目的

- 福祉事務所においては、生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、①住環境が著しく劣悪な状態にある、②居室の提供以外のサービスの利用（キャッシュカードの預かりなど）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行っている。
- また、生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われ、さらに、令和7年4月からは、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。
- さらに、令和7年度中を目途に、生活保護受給者に提供する生活支援サービスに関するガイドラインを策定する予定であり、貧困ビジネス対策を強化しているところである。
- こうした取組みを推進し、生活保護受給者が自立を阻害されることのないよう、貧困ビジネス対策を強化する地方自治体を支援していく必要がある。

事業内容等

①無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化に関する事業 【実施主体：都道府県等 補助率：1／2】

- 無料低額宿泊所やいわゆる「無届施設」に関する実態や不適切な事例等について情報収集・整理する取組
- 不適切な事例への対応方法を含め、管内福祉事務所や地域居住支援事業の実施者等に対する研修等を開催するなど、情報共有する取組。また、広域的な不適切事案にも対処できるよう、近隣都道府県間において情報共有を行う。

②生活保護受給者に対する助言・支援の強化に関する事業 【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：2／3】

- ケースワーカーによる生活保護受給者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化する取組
- 現に不適切物件に入居している生活保護受給者に対する転居支援を早急に行う取組

ケースワーカーの業務負担軽減の推進

社会・援護局保護課（内線2824）
自立推進・指導監査室（内線2886、2887）

令和8年度当初予算案

36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円

1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

現状

【ケースワーカーの業務】

保護の事前相談、保護の申請・決定、
保護開始後の援助方針策定等

ケースワーカーの状況

- ・事務処理等に忙殺される
- ・被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

事業の概要

○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、 ケースワーカーの負担軽減を図る。

【業務内容】

- (1)保護の事前相談に来られた方へ生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等を行う。
- (2)年金調査、収入資産申告書徴収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。
- (3)扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施。

期待される効果

- ・要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定
- ・ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能になり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能になる。

- **ケースワーカーの業務負担の軽減**
- **福祉事務所の体制確保**

2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：3／4

施策名:生活保護業務デジタル化推進事業**① 施策の目的**

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進するため、初度経費の補助を行う。

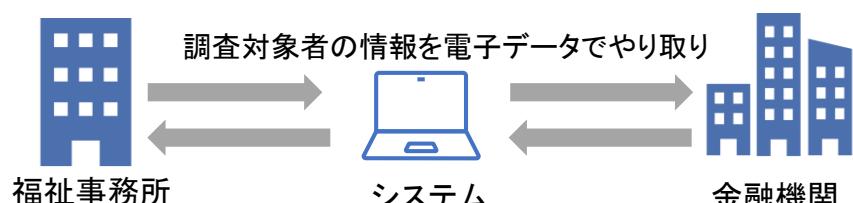
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象】 生活保護業務における、デジタル技術活用に要する初度経費を補助(補助率3/4)。

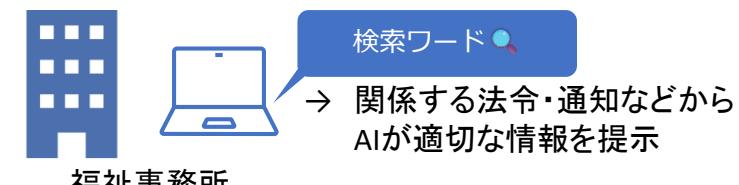
【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【事業活用の例】

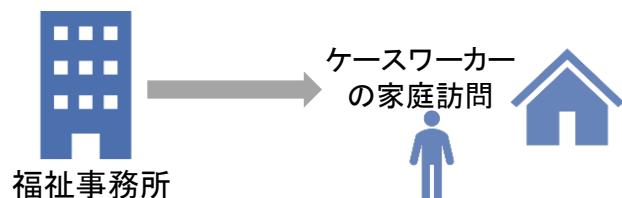
○ 預貯金調査のオンライン化



○ AIを活用した法令等検索



○ 生活保護の相談業務におけるタブレット活用



○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化

**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

生活保護業務における各種調査・処理等について、デジタル技術を活用することにより、ケースワーカーの業務削減や効率化に寄与する。

3 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1) 現状・課題

- 地域共生社会の実現に向けては、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を開催し、令和7年5月に中間とりまとめを行った。さらに、上記中間とりまとめを踏まえ、令和7年12月、社会保障審議会福祉部会において、報告書がまとめられた。
- 同報告書等では、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されるとともに、包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業について、以下のとおり今後の対応の方向性が提示されており、こうした方向性を踏まえて取組を進めて行く必要がある。

1. 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備の推進（体制整備にあたり実施すべき施策の明確化、支援会議を活用可能な市町村の拡大、都道府県による伴走支援強化等）
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上
(検討プロセスの要件化、重層事業実施計画の定期的見直し、機能面・取組面評価を踏まえた財政支援の仕組み、事業評価の導入等)

2. 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（事業内容、対象地域、実施要件、補助の在り方等）

3. 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化（行政責務の明確化、福祉以外分野協働に係る事項を地域福祉計画の記載事項として明確化等）

(2) 令和8年度の取組

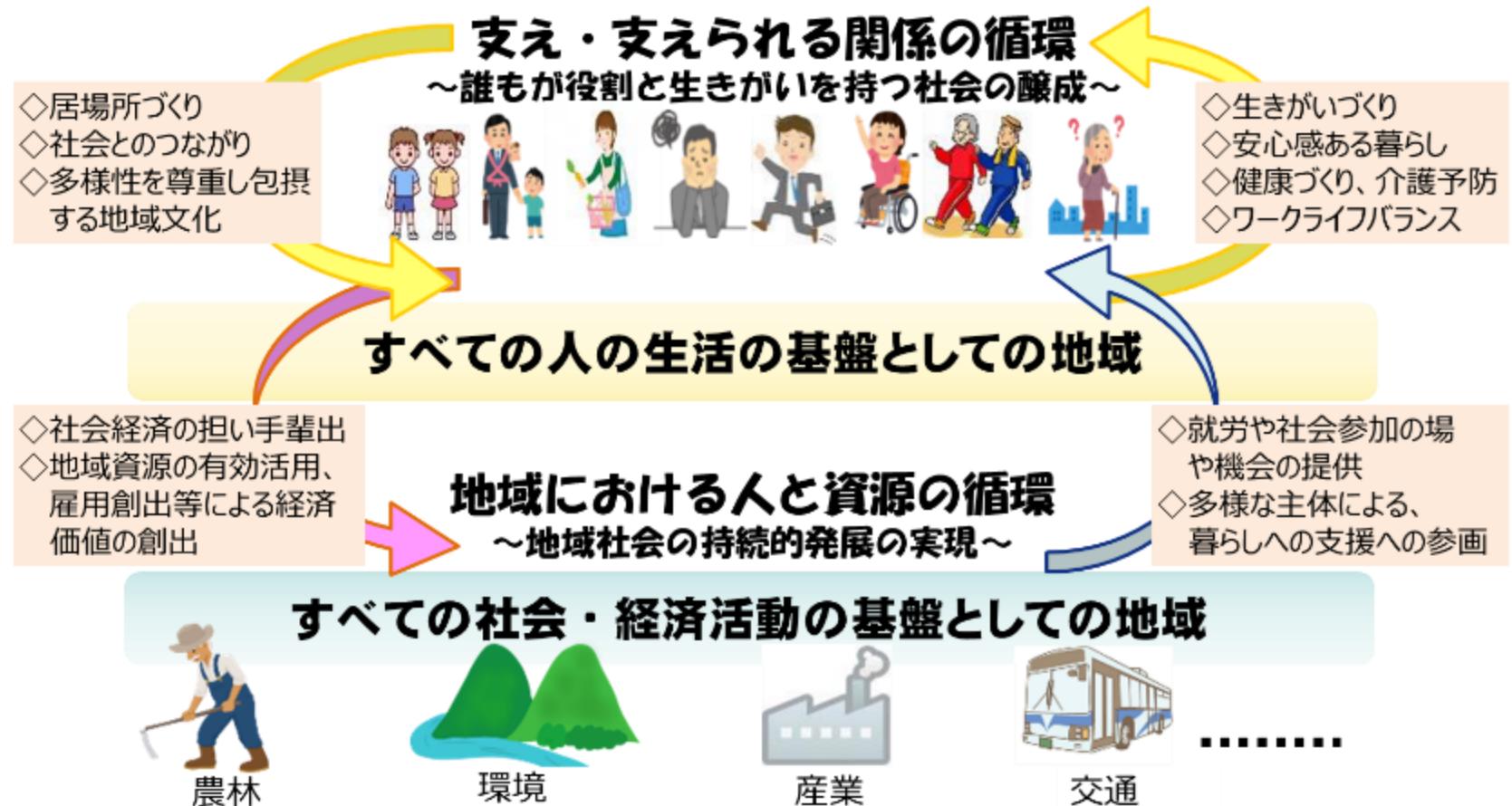
- こうした議論を踏まえ、全ての市町村において地域の実情を踏まえた方策・選択により、包括的な支援体制整備に取り組めるよう、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案においては、以下の取組に関する費用を計上している。
 - ・ 包括的な支援体制整備の推進に向け、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の創設、「都道府県後方支援事業」において、市町村への伴走支援を行った場合の補助額の引上げ、国・都道府県共同の伴走支援による支援ノウハウの研究、
 - ・ 小規模市町村等における新たな仕組みの創設にあたり、その具体的な仕組みを実証・検証するためのモデル事業の実施等
- また、重層的支援体制整備事業については、上記の方針や重層的支援体制整備事業実施市町村が増加している状況も踏まえ、事業の質を向上しつつ財政的な安定性と事業の持続可能性を確保する観点から、令和7年11月に、「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」（事務連絡）を発出し、重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについてお示しした。具体的には、
 - ・ 同事業の開始から5年経過した市町村や、事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区について、多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し
 - ・ 多機関協働事業等に要する費用について、市町村の取組を評価する観点から、交付基準額を、本体額と加算額の合計額に見直し等をお示ししている。

(3) 依頼・連絡事項

- 各種事業の活用も検討いただきつつ、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を進めていただくようお願いする。
- 重層的支援体制整備事業は、令和7年11月事務連絡を改めてご確認いただくとともに、詳細の説明を希望する場合は、地域共生社会推進室までご連絡いただくようお願いする。（※）なお、同事業に関する必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施しており、追ってお示しする。

地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none">・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業
(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3柱書の規定
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→586（R8）（予定）
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

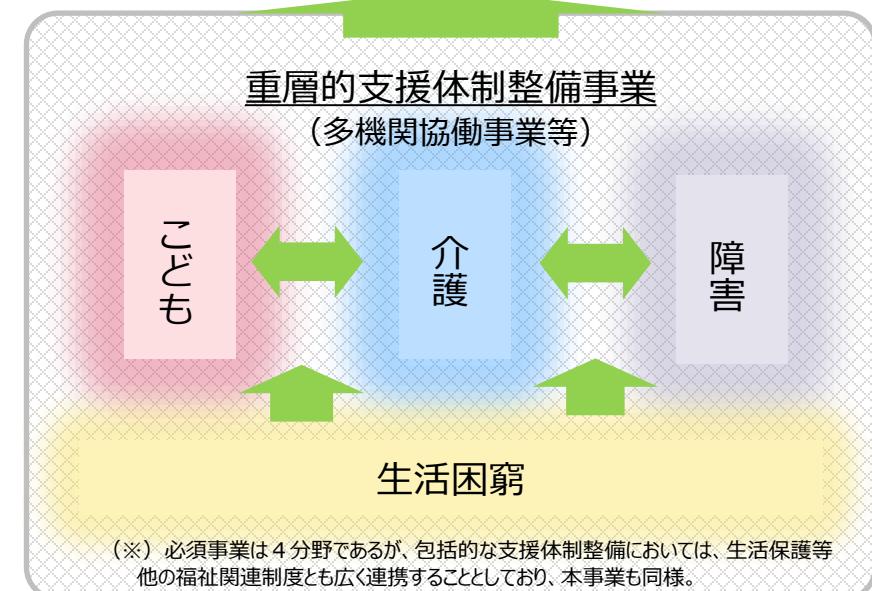
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

＜交付基準額等＞

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

«重層的支援体制整備事業のイメージ»

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



（※）必須事業は4分野であるが、包括的な支援体制整備においては、生活保護等他の福祉関連制度とも広く連携することとしており、本事業も同様。

（※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討項目

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰 菊池 馨実 栗田 将行	新潟大学法学部法学科教授 早稲田大学理事・法学学術院教授 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	田中 明美 中野 篤子	生駒市特命監 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	原田 正樹 松田 妙子	日本福祉大学学長 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
奥田 知志 勝部 麗子 加藤 恵	特定非営利活動法人抱樸 理事長 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授
鎧木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授		

④開催状況・今後のスケジュール

- 第1回（令和6年6月）：論点設定・今後の進め方等、第2～8回（令和6年7月～令和7年1月）：ヒアリング、現状・課題等の議論
第9回（令和7年3月）：論点整理、第10回（令和7年5月）：中間とりまとめ（案）→令和7年5月28日：中間とりまとめ公表
(以降、関係審議会で議論)

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化

（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備

- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設

※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**

- ・ **生活困窮者自立支援制度**の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設

福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

小規模市町村等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（概要）

- 人口減少・高齢化等が急速に進展する小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するため、新たな仕組み（事業）を創設する。これにより、担い手不足に対応しながら、対応の更なる包括化を図る。
- 詳細は、引き続き自治体の意見も聞きつつ、実態に即した内容となるよう検討を進めていく。

新たな仕組み（概要）

【1. 事業内容】

①分野横断的な相談支援事業、②分野横断的な地域づくり事業

- 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、分野横断的に実施。
- 配置基準も分野横断的な一つの基準を定める。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ①②にあわせて、地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

【2. 対象地域・実施要件】

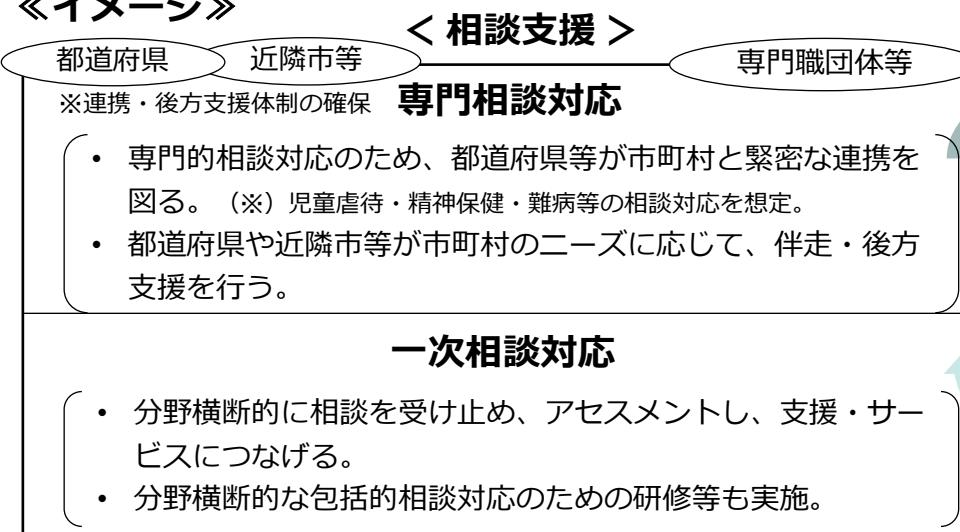
○ 以下の地域や実施要件を満たしていることを都道府県を通じて、国が確認。

- 対象地域：人口規模が小さい／人口減少の進行等の指標のほか、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案
- 実施要件：地域住民の意見聴取の実施、実施内容の都道府県等との協議

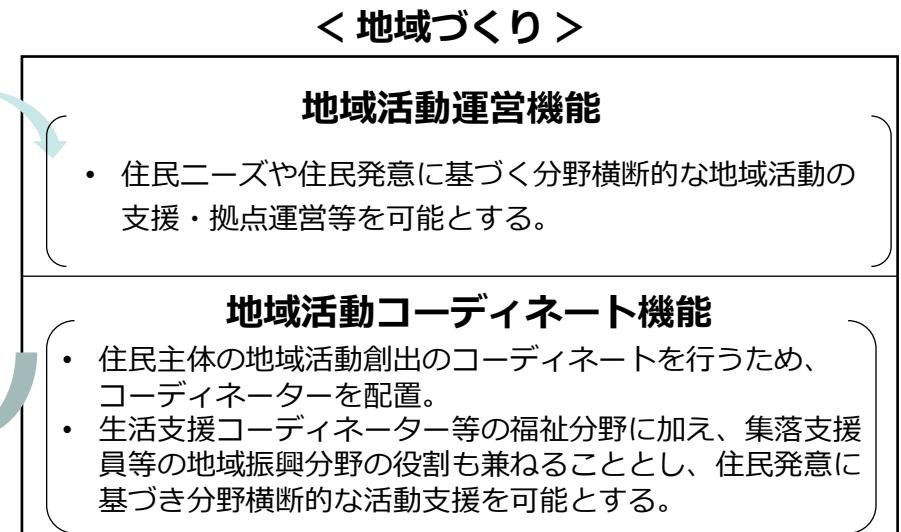
【3. 市町村への補助の在り方】

○ 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度の関係補助金について一体的執行を行う仕組みとする。

《イメージ》



地域と福祉体制の協働強化



地域運営組織と一体的に実施することも想定

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ①

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 同法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされていること、社会保障審議会福祉部会報告書等において、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されたこと等を踏まえ、地域の実情を踏まえた方策・選択の下で、包括的な支援体制の整備を促進することができるよう、以下の事業を新設／事業内容の拡充を行う。

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 (8.3億円（令和8年度予算案：4.8億円、令和7年度補正：3.5億円）)

事業名	事業概要	実施主体	補助率
新 機能集約化アプローチによる 包括的な支援体制整備モデル事業 (8年度当初：1.6億円)	○ 小規模市町村等における新たな包括的な支援体制の整備に係る仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するため、市町村が都道府県等と連携し、実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 地域における互助機能強化のための の地域との連携・協働モデル事業 (7年度補正：3.0億円)	○ 地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働した包括的な支援体制の整備の在り方につき、市町村が実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 上記2事業によるモデル構築支援事業 (7年度補正：0.5億円、 8年度当初：0.5億円)	○ 上記2事業を実施する市町村に対して伴走的支援等を行いモデル構築を支援するとともに、小規模市町村等における新たな仕組みの制度化に向けた検証や、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備の手法に係る検証等を行う。	国	(委託費)
拡充 包括的な支援体制の整備に向けた 都道府県後方支援事業 (8年度当初：2.0億円)	○ 社会福祉法第6条第2項等に基づき、包括的な支援体制の整備に関する施策に係る府内・府外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行う。 ⇒ 管内市町村に伴走的支援を行う等の場合、補助基準額を引き上げる。	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
拡充 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業 (8年度当初：0.7億円)	○ 地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討し、これに向けて関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくなるための支援等を行うことができる人材等を育成する。 ○ 都道府県と共同で伴走的支援を行い、今後全都道府県が主体となって支援を実施できるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。	国	(委託費)

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ②

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備の初期段階でこれを活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化等を図る。
 - ⇒ 令和8年度予算案においては、事業の質を向上しつつ財政的な安定性と事業の持続可能性を確保する観点から、多機関協働事業等の交付割合等を見直し。

（2）重層的支援体制整備事業（令和8年度予算案：844億円）

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの運営（介護分野） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・ 利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく 負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・ 地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく 負担率・補助率
改 多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 	市町村	国：1/2(※) 都道府県：1/4 市町村：1/4

① 交付割合の見直し

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の交付割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とする。

(※) 財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区が、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。

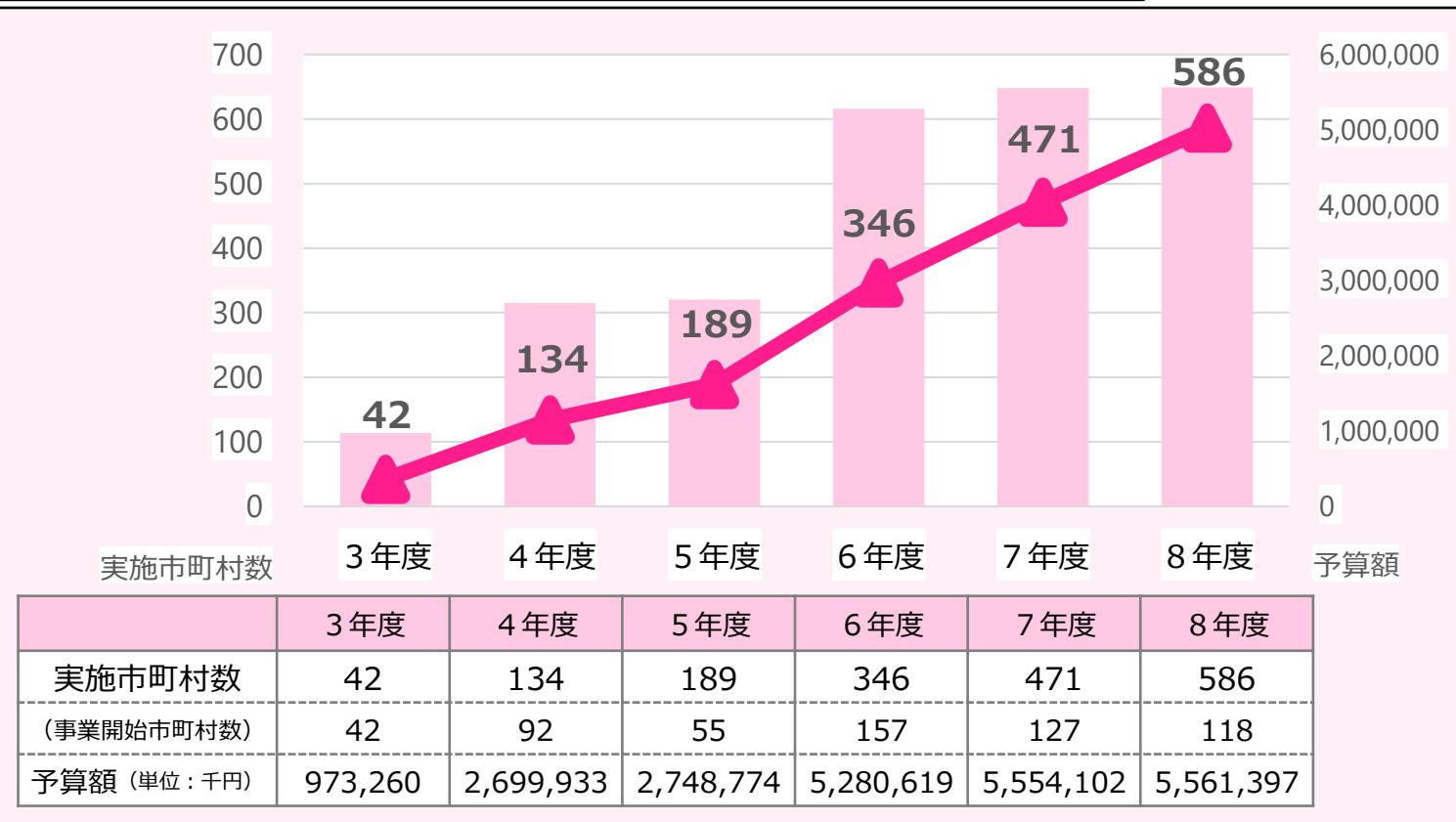
② 交付基準額の見直し

- ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直す。

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和8年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は586市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約6倍（令和8年度予算額：5,561,397千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、586市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1万人未満	10.7%
1万人以上～3万人未満	24.8%
3万人以上～5万人未満	38.4%
5万人以上～10万人未満	55.3%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.7%

(※) 8年度は予算案・実施予定ベース。 (※) 6年度末に2町村、7年度末に3町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと8年度実施市町村数は一致しない。 39

(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和7年1月1日時点)

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い①

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について府内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあっては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）。

（※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を経由し、個別に通知する。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い②

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
 （令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
 地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（2）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

- 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	(参考) 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行ってきています。
(注1) 重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
(注2) 重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。
さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。
(注3) 令和8年度の見直しの内容 ※詳細は、次ページ以降を参照ください。【注：この資料では「前ページまでを参照ください。】
(1) 事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
(2) 市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2ヵ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

4 生活困窮者自立支援制度について

(1) 現状・課題

- 令和7年4月に、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（困窮法等改正法）が施行されたため、居住支援の強化に向けた取組等の着実な実施が必要である。
- 就職氷河期世代に対する支援については、令和7年6月に、関係閣僚会議において「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」が決定され、認定就労訓練事業や家計改善支援事業の活用が挙げられている。
- 自立相談支援機関の支援員等については、社会保障審議会福祉部会等においてその処遇面に課題があることが指摘されている。

(2) 令和8年度の取組

- 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案において、困窮法等改正法の円滑な施行や、より効果的な支援のために必要な予算を計上している。
 - ・ 令和7年度補正予算において、就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進、子どもの学習・生活支援の緊急強化、NPO法人等との連携強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援等を実施する。
 - ・ 令和8年度当初予算案において、自立相談支援機関における住まい相談機能の充実、子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げ、就労準備支援事業・家計改善支援事業における特定被保護者の利用拡大に伴う対応、福祉事務所未設置町村における一次相談の推進等を実施する。
- 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善について、昨今の物価高を踏まえた賃金上昇を考慮して委託契約等を行うこととし、処遇改善により事業費が国庫補助基準額を超過する場合には、個別の協議により対応する予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法に基づく支援や就職氷河期世代等への支援が着実に実施されるよう、住まいに関する包括的な支援体制の構築や任意事業の実施、認定就労訓練事業の活用、関係機関との更なる連携の強化や地域づくり等に積極的に取り組んでいただきたい。
- 自立相談支援機関の支援員等の処遇改善のため、事業の委託契約の締結等に当たっては、昨今の物価高を踏まえた賃金上昇を加味した内容となるようお願いする。

生活困窮者自立支援制度の体系

R8年度予算（案）：827億円の内数
+ R7年度補正予算：105億円の内数



包括的な相談支援

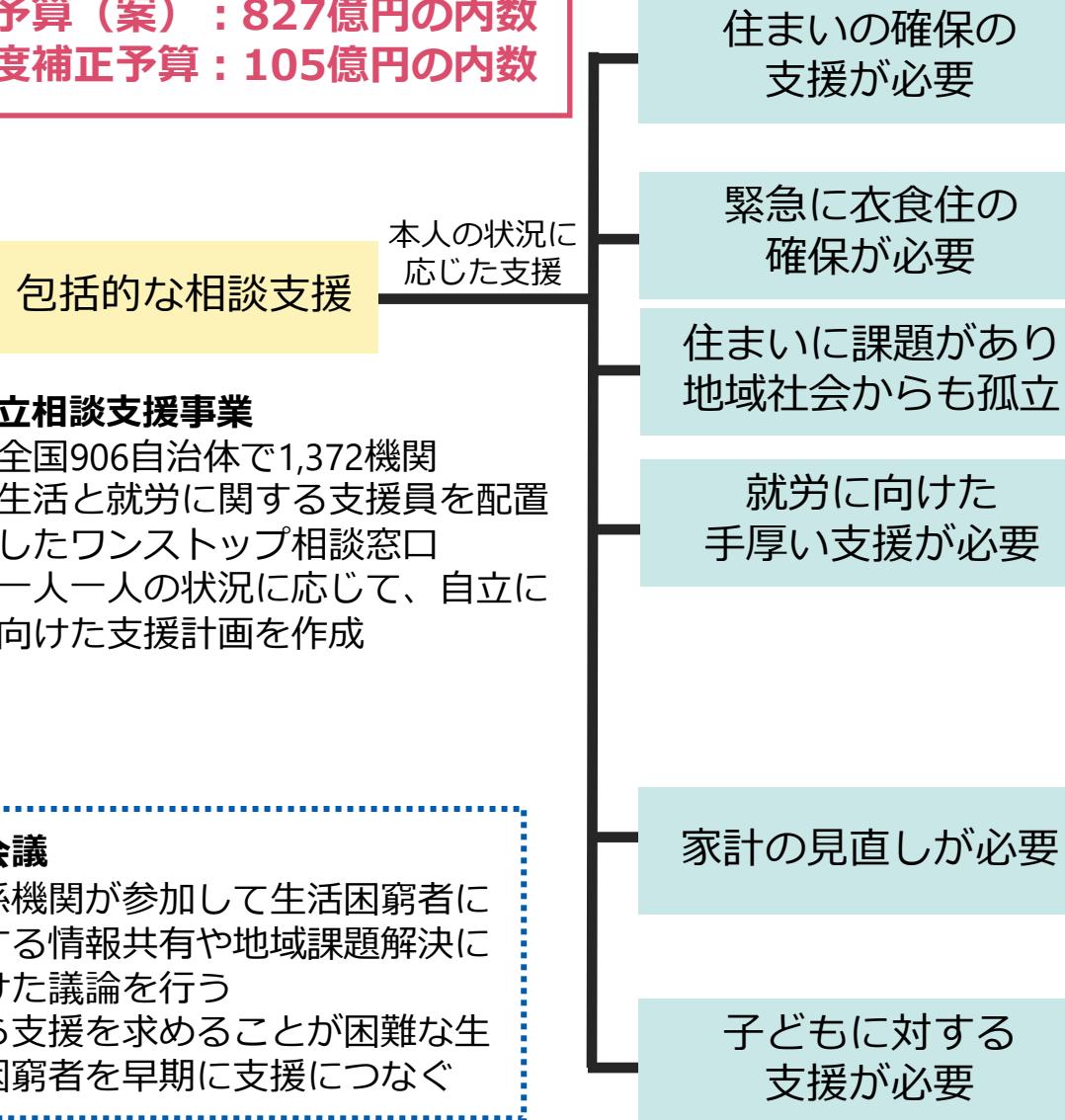
本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,372機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ



★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

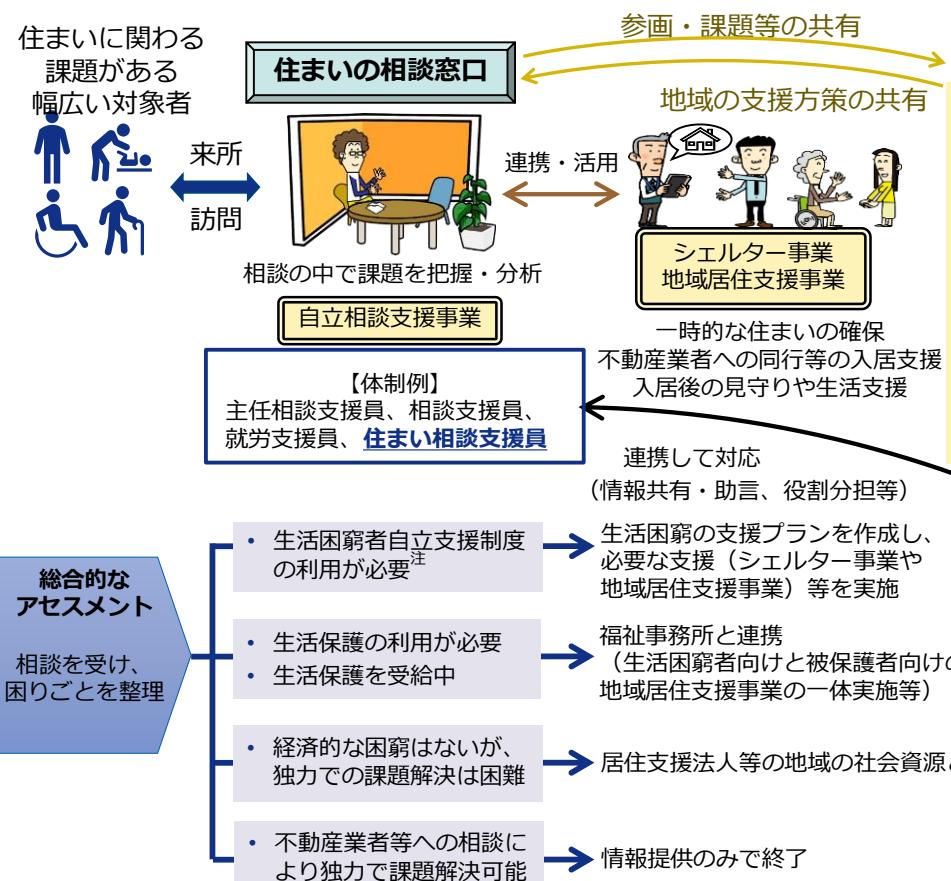
2 事業の概要

- ・住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3／4
都道府県・市・区等 1／4

4 事業のイメージ



個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

等

施策名:生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和7年度補正予算 36億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 家計改善支援の質の向上に関する取組

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

補助の流れ

厚生労働省

国庫補助

都道府県・市・区等



自立相談支援機関等

補助率

国 3／4
福祉事務所設置自治体 1／4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて ～生まれた時代で不遇も不公平もない国へ！～

令和7年6月3日
第2回就職氷河期世代等支援に
関する関係閣僚会議決定

1. 就労・待遇改善に向けた支援

①相談対応等の伴走支援

ハローワーク専門窓口で、賃金が上昇する
転職・待遇改善に資する訓練情報を提供（新規）

②リ・スキングの支援

- 非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開（拡充）
- 資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大（拡充）
- 企業を通じたキャリア形成の支援（拡充）

③就労を受け入れる事業者の支援

- トライアル雇用助成金の充実（拡充）
- 特定求職者雇用開発助成金の充実（拡充）

④家族介護に直面する者の介護離職防止に 向けた支援

- 両立支援等助成金の充実（拡充）
- 地域の介護サービス提供体制の確保（継続）

⑤公務員採用・業種別の就労支援

- 国家公務員・地方公務員としての中途採用（継続）
- 教員としての中途採用（拡充）
- 農業・建設業・物流業における就労支援（拡充）

2. 社会参加に向けた段階的支援

①社会とのつながり確保の支援

- ひきこもり支援の広域連携等を推進し、
相談支援を行う自治体を拡大（拡充）
- 氷河期等交付金における、居場所づくり
に取り組む自治体支援のメニュー化（新規）

②就労に困難を抱える者の職業的自立に 向けた支援

地域若者サポートステーションにおける
地域の公認心理師等を活用した相談（拡充）

③柔軟な就労機会の確保

- 認定就労訓練事業（中間的就労※）の
積極活用（拡充）
- 氷河期等交付金における、中間的就労
の機会創出に取り組む自治体支援の
メニュー化（新規）

※中間的就労

すぐに一般企業で働くことが難しい者が、
個々人の能力や適性、状況に応じて支援を
受けながら柔軟に働くこと。

3. 高齢期を見据えた支援

①家計改善・資産形成の支援

- 生活困窮者に対する家計改善支援（拡充）
- 金融経済教育推進機構による、中小企業や支援
団体と連携した金融経済教育の提供（拡充）

②希望に応じた高齢期の就業機会の確保

65歳超雇用推進助成金の充実（拡充）

③高齢期の所得保障

- 年金改正法案の早期成立を図り、
- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、
任意の適用に取り組む事業所を支援（拡充）
 - 社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見
込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライド
を早期に終了するために必要な措置を講ずる（新規）

④住宅確保の支援

- 低廉な公営住宅の供給（継続）
- 高齢者が着実に入居できるセーフティネット
登録住宅の供給（拡充）
- 見守りや福祉サービスへのつなぎが提供される
居住サポート住宅制度の創設・普及（新規）

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

①実態調査

性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に細分化した追加インタビュー調査の実施（拡充）

ソーシャルリスニング方式（※）を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施（新規）

②周知広報

プッシュ型による情報提供の展開（拡充）

新ポータルサイトの立ち上げと合わせた広報の強化（新規）

※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数（762億円の内数）（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額0.6億円

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要・イメージ

既存事業の拡充

①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化

- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

既存事業の拡充

②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
- ・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

（参考）令和7年度補正予算

【施策の内容】

- I 普及・周知の取り組み
 - ・認定就労訓練事業のパンフレット（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）を作成し、周知を図る。
 - ・認定マークの作成
- II 利用促進に向けた交通費補助の取組
 - ・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

【実施主体】

- I 国（民間団体へ委託）
- II 福祉事務所設置自治体

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

施策名：就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

令和7年度補正予算 55百万円

① 施策の目的

生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)の普及・促進に取り組み、事業を活性化させることで、就職氷河期世代等のうち、特に就労に向けて手厚い支援を必要とする方への支援を強化する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等① 普及・周知の取り組み

- ・認定就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
- ・認定マークの作成

実施主体:国(委託費)

② 利用促進に向けた交通費補助の取組

- ・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

実施主体:
福祉事務所設置自治体⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職氷河期世代等の就労準備支援事業利用者が、より多く一般就労に移行することができる。

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 **827** 億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額：2.3億円（子どもの学習・生活支援の緊急強化事業）

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- 高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
 - 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
 - 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

（参考）令和7年度補正予算

業物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。このため、困窮世帯の子どもを支援する取組をモデル的に実施する。

【施策の内容】

- 子どもの学習・生活支援事業の拡充（体験活動に関する加算の創設、軽食の提供に関する補助、事業の立ち上げ支援）
- 高校生世代に対する学習支援の充実

【実施主体】

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）
- 都道府県、国（民間団体へ委託）

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体 906 自治体）、補助率：国 1／2 都道府県・市・区等 1／2
実施自治体数（令和6年度）：602 自治体

施策名：子どもの学習・生活支援の緊急強化事業

令和7年度補正予算 2.3億円

① 施策の目的

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。
このため、困窮世帯の子どもを支援する取組をモデル的に実施する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

子どもの体験格差を解消する等のために、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げを支援する。

また、家庭の状況や住んでいる地域にかかわらず、困窮世帯の子どもが大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、市町村の取組が弱い高校生世代に対する学習支援（進路に関する相談や情報提供を含む）を都道府県が実施するとともに、国から民間団体へ委託して支援を重層化する。

④ 施策のスキーム図、実施要件

（対象、補助率等）等

【施策の内容】**I 子どもの学習・生活支援事業の拡充**

- 体験活動に関する加算の創設
- 軽食の提供に関する補助
- 事業の立ち上げ支援（事業実施初年度の補助率を2／3に引き上げる）

II 高校生世代に対する学習支援の充実**【実施主体】**

- I 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）補助率：国 1／2 都道府県・市・区等 1／2
- II 都道府県（補助率：国1/2、都道府県1/2）、国（民間団体へ委託）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

子どもの貧困の連鎖を防止する。

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数拡大に伴う加算対象自治体の増加への対応を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ① 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算する（支援実績加算）措置の対象自治体の増加への対応

【就労準備支援事業】

- ア 算定基準 … 就労準備支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、700千円を基本基準額に加算

【家計改善支援事業】

- ア 算定基準 … 家計相談支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、140千円を基本基準額に加算

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体） ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3
○実施自治体数（令和6年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和7年度補正予算 1.3億円

① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的実施

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。
→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。
- ・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

- 実施主体等 (補助率10／10)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体が実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

令和7年度補正予算 1.0億円

(うち調査・研究事業分0.3億円、モデル実施事業分0.7億円)

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業（自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業）を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○実施主体：国(委託費)

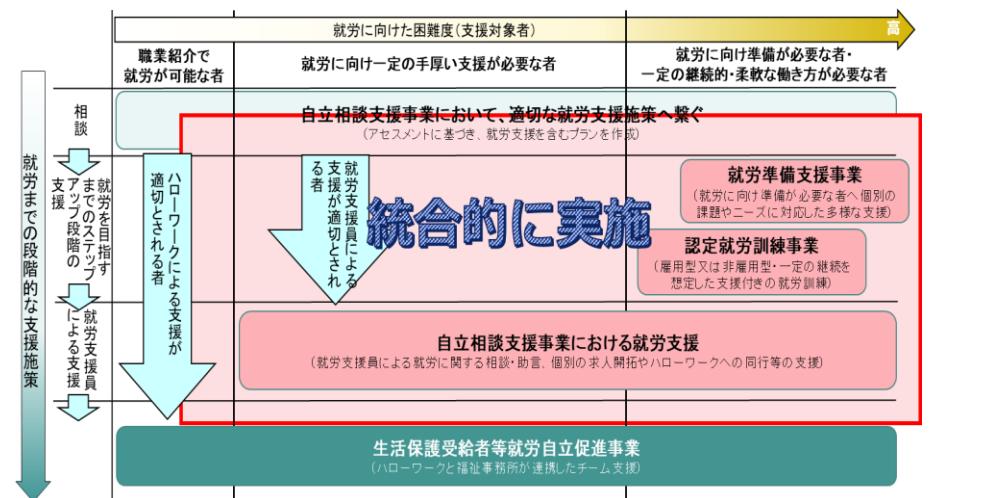
都道府県・中核市・その他自治体

(※就労準備支援事業等を未実施の自治体も含む)

国
委託費
委託費

調査・研究事業者

モデル実施事業者(10箇所)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。支援効果を検証し、今後の議論に資する報告書の作成、次期制度改正に向けた知見を蓄積する。

福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

令和8年度当初案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である（※）」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。

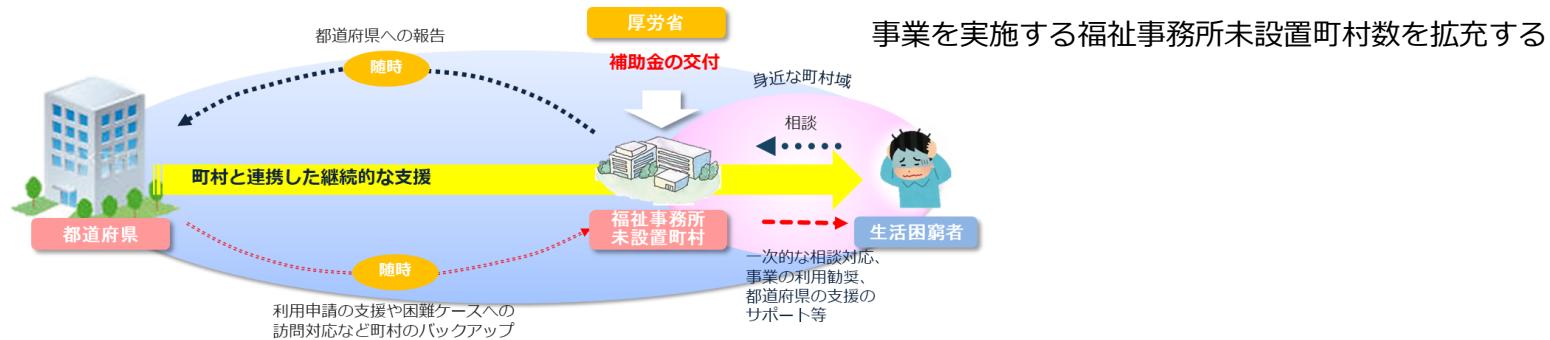
※ 「地域共生社会の在り方検討会議（中間まとめ）」（令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議）

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 ① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
 ④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
 ※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所を未設置の町村：880自治体
- 補助率：国3／4、福祉事務所未設置町村1／4

- 実施自治体数（令和6年度）：57自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、46自治体が実施

制度改正への対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

法に基づく都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施することとしています。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 事業の広域実施に向けた自治体間の調整
- ・ 事業実施のための市町村への助言、訪問による支援等
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等
(困難事例に関する相談やケース検討等を行う場)

照会先：各都道府県の制度担当



困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、最新情報や研修教材、関係通知・事務連絡などを集約したサイト。

<https://minna-tunagaru.jp/>



ニュースレター

国から自治体職員・支援者向けに、自治体の取組事例や国からのお知らせなどを発信。

バックナンバーはこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



自治体事例集

厚生労働省ホームページにおいて、任意事業や支援会議の立上げ方法・実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法などの事例を掲載。人口規模や課題ごとに事例検索ができるツールも掲載しています。

掲載先はこちら▶
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



※アクセス後、ページ下部の「事例集」まで画面をスクロールしてください。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績 (実施期間：令和2年3月～令和4年9月末)

	貸付決定件数	貸付決定金額
合計	382.3万件	1兆4,431億円
緊急小口資金	162.1万件	3,038億円
総合支援資金 (初回貸付)	114.7万件	5,913億円
総合支援資金 (延長貸付)	45.3万件	2,348億円
総合支援資金 (再貸付)	60.1万件	3,133億円

- ※ 各資金種別の貸付実施期間については以下のとおり。
- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）：令和2年3月～令和4年9月末
 - ・ 総合支援資金（延長貸付）：令和2年7月～令和3年6月末
 - ・ 総合支援資金（再貸付）：令和3年2月～令和3年12月末

緊急小口資金等の特例貸付を借りている生活困窮者への支援

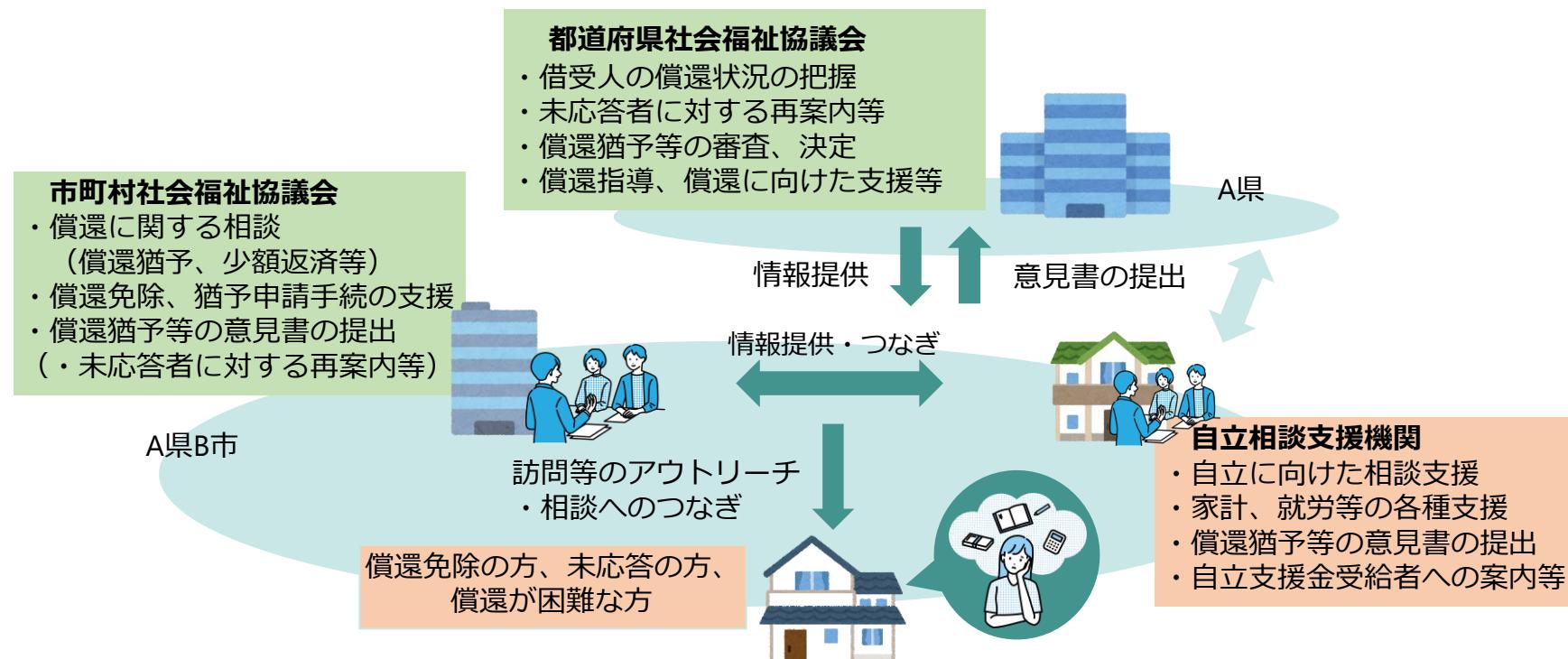
(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少ため、緊急小口資金等の特例貸付を受けた者のうち、現在も生活に困窮していることにより生活困窮者自立相談支援制度による支援を必要としている者

自立相談支援機関における支援のイメージ

- ・社会福祉協議会からの情報提供も踏まえ、訪問等のアウトリーチや自立に向けた相談支援
- ・社会福祉協議会における特例貸付の償還免除や償還猶予に関する相談へのつなぎ
- ・家計改善、就労支援等の各種支援
- ・特例貸付の償還猶予等に係る意見書の提出



5 成年後見制度の利用促進等について

(1) 現状・課題

- 令和8年度は第二期成年後見制度利用促進基本計画下の最終年度である。令和7年3月の「中間検証報告書」は、中核機関の未整備市町村において令和8年度までの整備を求めるなど、第二期計画におけるKPIの達成に向けた具体的な取組みを強く求めている。
- このため、市町村における地域連携ネットワークづくりの一層の促進が求められるとともに、都道府県においても、単独で地域連携ネットワークづくりに取り組むことが難しい市町村に対する体制整備支援の機能を強化していくことが求められる。
- 成年後見制度については、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了する制度とする等、法務省で見直しに向けた検討が進められており、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- また、単身世帯の増加や家族の在り方の変化等により、頼れる身寄りがない高齢者等が増加する傾向が見込まれる。こうした中で、地域における総合的な権利擁護支援策の充実や、頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題等への対応等について、社会保障審議会福祉部会において議論が進められ、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

(2) 令和8年度の取組

- 第二期計画のKPIの達成に向けた具体的な取組として、
 - ・中核機関の整備（進捗状況（R6.4時点）：1,187市町村【目標：1,741市町村】）
 - ・都道府県による協議会設置（進捗状況（R6.4時点）：37都道府県【目標：47都道府県】）
 - ・意思決定支援研修の実施（進捗状況（R6.4時点）：34都道府県【目標：47都道府県】）
- 等について、「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」や「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」も活用し、引き続き推進する。
- 地域における総合的な権利擁護支援策として、引き続き「日常生活自立支援事業」を実施するとともに、令和7年度補正予算に計上した「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」等を推進する。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画のKPIや、中間検証報告書において指摘されている事項について、残りの計画期間における達成に向け、積極的に取組を進めていただきたい。特に都道府県においては、単独では取組を進めづらい市町村の積極的な支援を行う役割も期待されていることを意識して、広域的な観点からも取り組んでいただきたい。
- 日常生活自立支援事業については、申し込みから実際の利用までの待機者が生じていることや、地域による利用者数のばらつき等が指摘されており、実施主体である社協への財政支援について、引き続きの配慮をお願いしたい。
- 令和7年度補正予算の「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」について、都道府県・指定都市においては、実施主体となる都道府県社協・指定都市社協と協議の上で、各圏域内における市町村及び市町村社協において支援のノウハウが蓄積するよう、積極的な事業の活用を検討いただくとともに、実施社協への財政支援にご配慮いただきたい。

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- 法務大臣による法制審議会に対する諮問(R6. 2)

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4~)
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討(R6. 6~)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理(R4)
- 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
- 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行(R4~)
- 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- 後見等事務報告書式の見直し(R7. 4開始)

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- 受任者調整に関する手引きの作成
- 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- 中核機関の整備状況 1,187市町村 (R6. 4)
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)
- 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- 利用促進に向けた周知活動の継続
- 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施 (R4. 12)

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人養成者数 25,607人 (R6. 4)
- 法人後見実施法人数 1,317法人 (R6. 4)
- 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出 (R5. 5)

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村 (R6. 4)
- 都道府県における取組方針の策定 28都道府県 (R6. 4)

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- 都道府県による協議会設置状況 37都道府県 (R6. 4)

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和8年度当初予算案 8.0 億円 (10.2億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.8 億円

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 地域共生社会の実現に向けて、第二期計画期間の最終年度におけるKPIの着実な達成及び各種取組を促進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）のコーディネートを担う中核機関の法制化の検討を進めていることも踏まえ、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた取組を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討 + 総合的な権利擁護支援策の充実



1. 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

2. 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

3. 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- モデル事業の実践等も踏まえ、身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人の地域生活を支える新たな権利擁護支援策について、全国で実施する体制を構築する必要があり、具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するための調査等事業に取り組む。

令和8年度当初予算案 38億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額（身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業） 7.1億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようする^(※)とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。
※福祉サービス利用援助事業

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞利用者数に応じて算定

＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

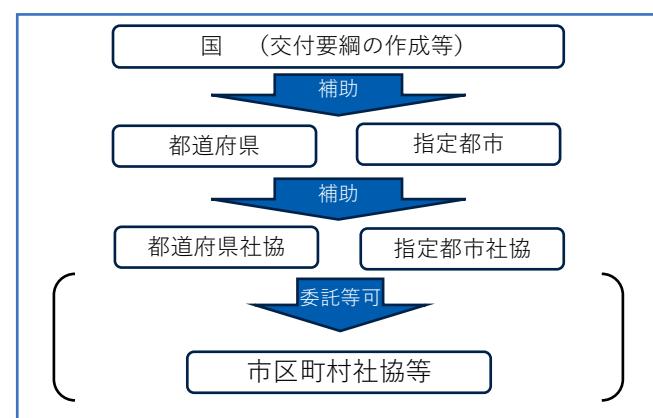
【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
(事業の一部を委託可)

【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

6 自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和6年の自殺者総数は、統計開始以降過去2番目に少ない20,320人となった。一方、小中高生の自殺者数は、増加傾向にあり、令和6年には、過去最多となる529人となった。
- 第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月には「子どもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられるとともに、子どもの自殺者数の増加傾向が続くという極めて深刻な状況等に対処するため、令和7年6月に自殺対策基本法を改正。改正法に基づき、子どもを含む自殺対策を更に推進していく必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、改正自殺対策基本法の円滑な施行に向けた対応・取組を推進するとともに、第4次自殺総合対策大綱及び子どもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」については、令和8年度から次期見直しに向けた検討を始める予定。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援。
- 全国における「子ども・若者の自殺危機対応チーム事業」の実施、相談体制等の強化、自殺未遂者に対する支援、ゲートキーパー養成の取組等を推進。

(3) 依頼・連絡事項

- 改正自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、子ども関係部局等とも緊密に連携し円滑な施行に向けた対応、「子どもの自殺対策推進パッケージ」も参考にしながら各種取組の推進をお願いする。
- 「子ども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いする。※令和7年度：24自治体が実施（予定）
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援について、積極的に実施をお願いする。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 3月の自殺対策強化月間に向けて、主に中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発についてお願いする。
- いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いする。



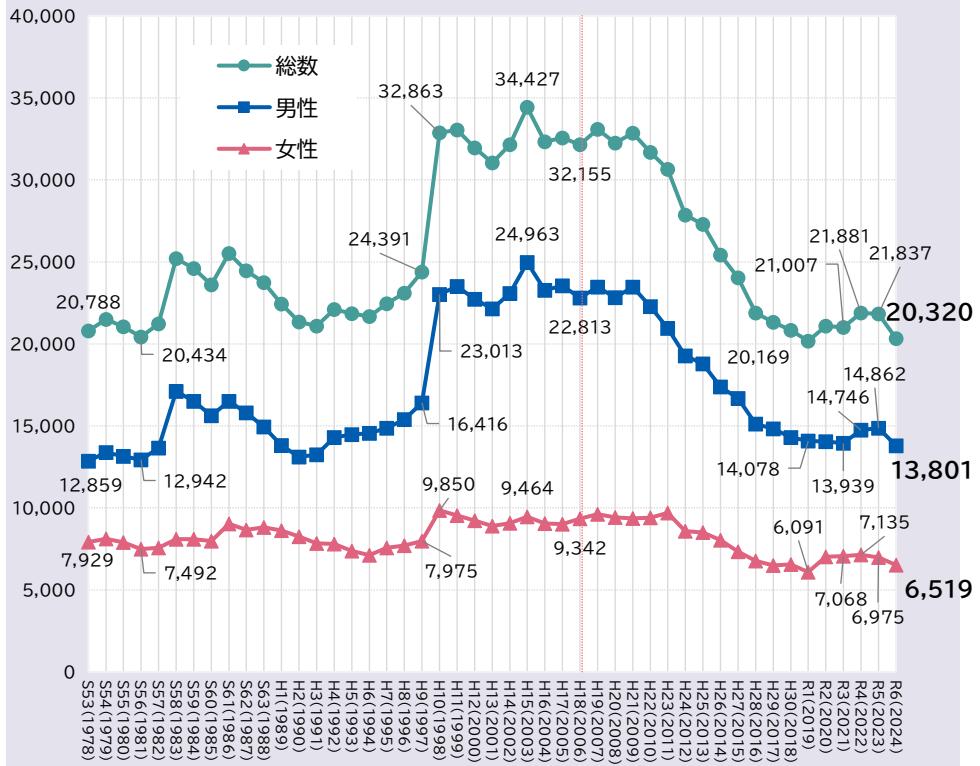
3月は自殺対策強化月間です。

自殺者数の推移【令和6年（確定値）】

令和7年3月28日現在

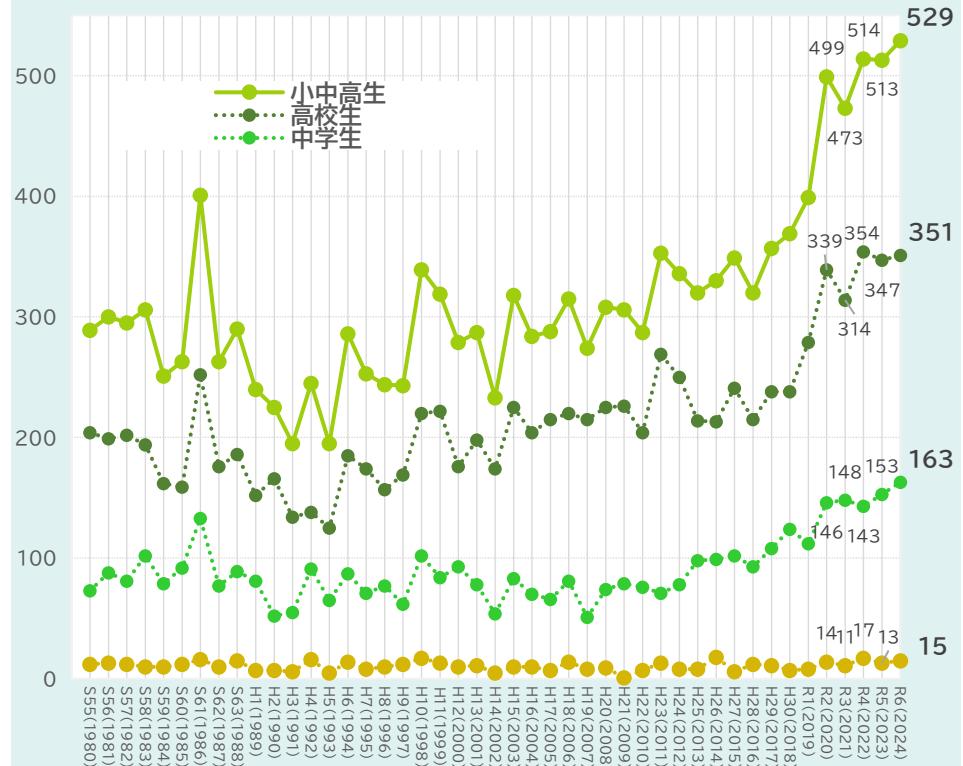
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年（確定値）は、自殺者総数が前年を下回り、20,320人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年（確定値）は、529人であり、過去最多となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **自殺等の事案について詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化**、タブレットの活用等による自殺リスクの把握や PUSH型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援**、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた**女性の自殺対策**を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化。**

- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名譽等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ること。

子どもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年的小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、子どもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、子ども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

子どもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、子どものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要な子どもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実等

遺された子どもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援等

子どもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぶらす」による子どもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成等

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、子どもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. 子どもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- 子どもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策で子どもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は子どもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、子どもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

子どもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
資料8

- ✓ 子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
 - ✓ 子どもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げ**を図る

① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進【文部科学省】
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】【厚生労働省】
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知【文部科学省】
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上【文部科学省】
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】
【子ども家庭庁】

② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進【文部科学省】
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】【文部科学省】
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置【文部科学省】
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】【文部科学省】
- 子どもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】【子ども家庭庁】

③ 危機介入

- 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】【厚生労働省】
- 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】【子ども家庭庁】
- 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成【子ども家庭庁】
(※) 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】（再掲）【子ども家庭庁】
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】【厚生労働省】
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】【内閣府】
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】【文部科学省】

※ 改は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- 子どもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】
【子ども家庭庁】
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】【厚生労働省】

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂【文部科学省】
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】
【厚生労働省】

自殺総合対策の推進

<自殺総合対策大綱に掲げた数値目標>

自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

【参考】 平成27年:18.5 ⇒ 令和6年:16.3
(目標)令和8年:13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和8年度当初予算案 : 32.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

地域における自殺対策の強化 (令和7年度補正予算 : 21.0億円)

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和8年度当初予算案 : 1.0億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターがその支援に必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

令和8年度当初予算案41.3億円(令和7年度当初予算40.3億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.8億円	(32.1億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.0億円	(1.1億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. 自殺対策事業委託費	0.6億円	(0.2億円)
3-3. その他(本省費)	0.8億円	(0.9億円)

※令和7年度補正予算

地域自殺対策強化交付金

21.0億円

3. 自殺対策に関する調査研究等の推進

(令和8年度当初予算案 : 7.5億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進等を含めた調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施
- 悩みや不安を抱えている人が相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加
- 次期自殺対策大綱見直しのための意識調査を実施

対面・電話・SNS
相談等の実施

こども・若者の
自殺危機対応チーム
事業の更なる推進

ゲートキーパーの
養成・支援



地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 33億円（32億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 21億円

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進（拡充）

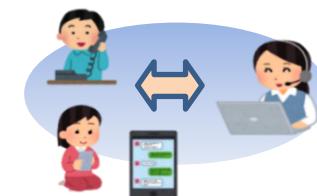
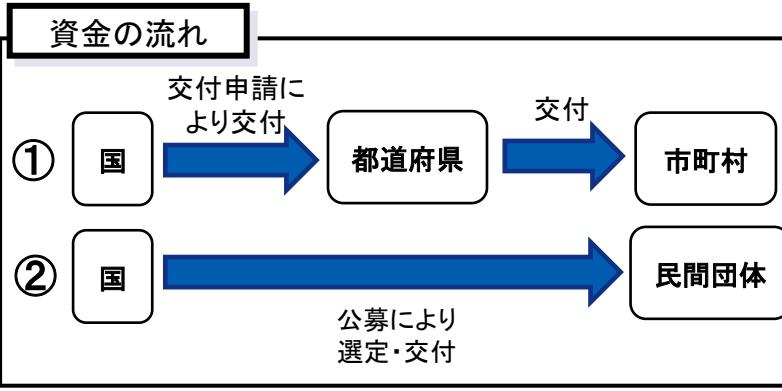
<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等 等

3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村
(交付率：1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体
(交付率：10/10)



こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 33億円の内数 (32億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 21億円の内数

(33億円の内訳)	27百万円
自殺対策事業委託費	33億円
地域自殺対策強化交付金	

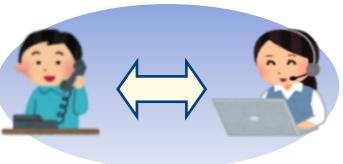
1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を行っている。
- 年間82万件(1日平均2千件)以上の総呼数(かかってきたコール数)があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う。

2 事業の概要・スキーム

<①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>

- 都道府県等が行う電話相談事業において、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加する。
※通年ではなく、期間を限定した実施を予定。



<②自治体における相談体制等の強化>

- 総呼数の増加も想定した各自治体の相談窓口における相談体制等の強化を行う。

【参考】地域における自殺対策の強化(令和7年度補正予算額：21億円)

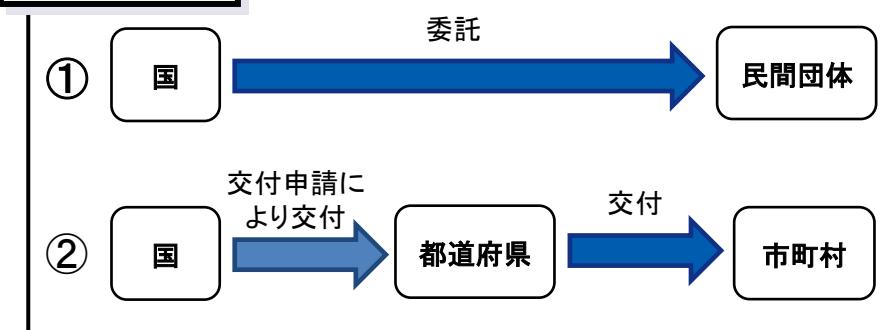
- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援 等

3 実施主体等

○ 実施主体: ①国からの委託

: ②都道府県・市町村(交付率:1/2)

資金の流れ



子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 39億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(39億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	33億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、子ども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下の子ども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了 :地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

施策名：地域における自殺対策の強化

令和7年度補正予算額 21億円

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきのコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

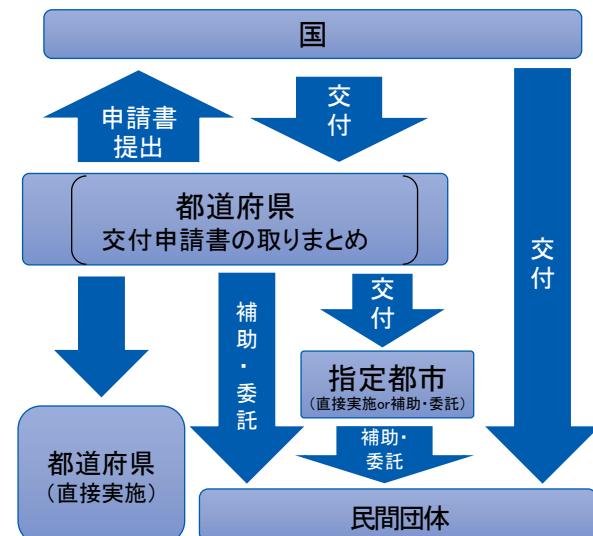
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
- 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率:1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
 - ※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
 - ※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X（旧Twitter）での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
 - ※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



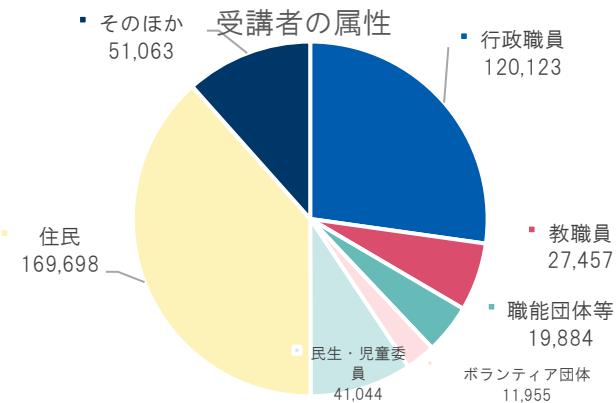
自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。

►令和3年度自殺対策に関する意識調査（厚生労働省自殺対策推進室）における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

● 令和5年度 約34.9万人

※各自治体からの報告を集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計
※自治体として把握している受講者数と、行政職員等、受講者数の総計は、自治体により把握状況が異なるため、一致しない。

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）
令和6年度（令和5年度事業実施分）自殺対策推進状況調査

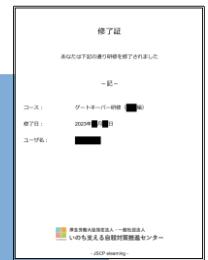
JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】

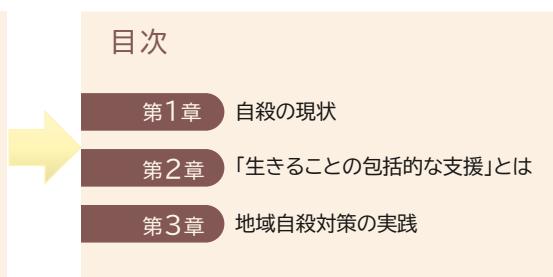


合格



修了

※修了証が表示されます



合格

※ R5/9/19に配信済みです。JSCPのHP(<https://jscp.or.jp/>)をご確認ください。
※ 研修修了者数:8,981名(令和7年3月31日時点)

7 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(1) 現状・課題

- 困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、相談から保護、自立・定着など入口から出口まで切れ目のない支援を推進するためには、女性支援部門だけでなく、様々な福祉部門や民間支援団体等との連携を通じて、支援対象者の早期把握と問題解決に向けての支援に取り組む必要がある。さらに、支援対象者が支援につながった後も、心身の健康回復や安定的な生活を送るには、継続的な支援が欠かせないため、地域における女性支援への理解を促進し、関係者と日常的に連携できる環境を整備する必要がある。また、これらの実施に当たっては、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。

(2) 令和8年度の取組

- 様々な困難に直面する女性に対し、必要な支援を届けるため、①DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用、外出・通勤通学の禁止）を緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するための一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業、②女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行う女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業、③官民協働等女性支援事業における就職活動や資格取得等に係る支援を行う。
- 女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図るため、国の研修体系は、令和7年度に引き続き、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施する。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和7年度に策定する女性相談支援センター一時保護所における第三者評価基準等の活用を促すとともに、令和8年度においては、女性相談支援センターを評価する仕組み等について検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するためには、限られた資源を有効活用する観点から正確な現状認識に基づいた計画的な施策の実施と、自治体の各レベルにおける他機関連携体制の構築が必要である。このため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を把握し、基本計画に基づく施策について、その効果や影響を十分確認しつつ実施するとともに、支援調整会議や予算事業等も活用して、都道府県レベルにおいても庁内の関係部署、他の福祉分野等の関係機関や民間団体等との連携関係の構築をお願いしたい。併せて、市町村における支援が円滑に進むよう、基本計画の策定や支援調整会議の設置を含め、市町村における連携体制構築の支援を行うとともに、市町村における女性相談支援員の配置促進についても働きかけ等をお願いする。
- 支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準に続き、令和7年度に女性相談支援センター一時保護所に関する第三者評価基準等を策定することとしている。各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討いただくようお願いする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■人材の確保

■調査研究の推進

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名:婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名:婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名:婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

存続

第3章 補導処分

(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数）※()内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支援・同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

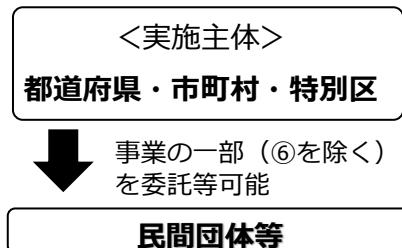
(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>

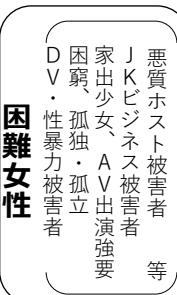


- | |
|--|
| ① アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ） |
| ② 居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援） |
| ③ 自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援） |
| ④ ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所） |
| ⑤ アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援） |
| ⑦ 支援体制強化（ICT導入支援） |

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）

補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）

令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度：23自治体（44団体）

【○困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室
(内線4584)

施策名:一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

令和7年度補正予算額 40百万円

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

- DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

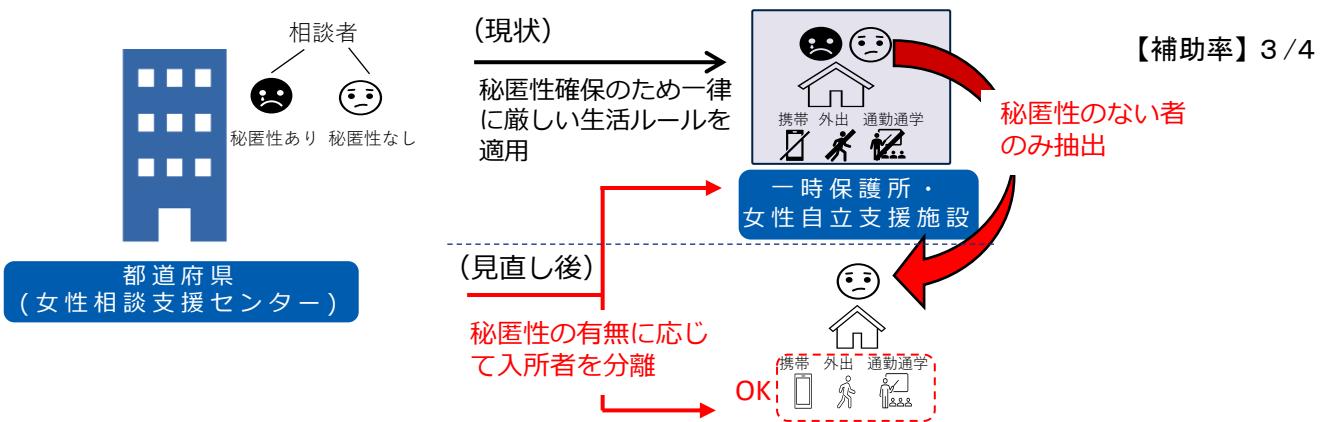
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="checkbox"/>									

③ 施策の概要

- 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
- 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

施策名：女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

令和7年度補正予算額 48百万円

① 施策の目的

- 他施策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

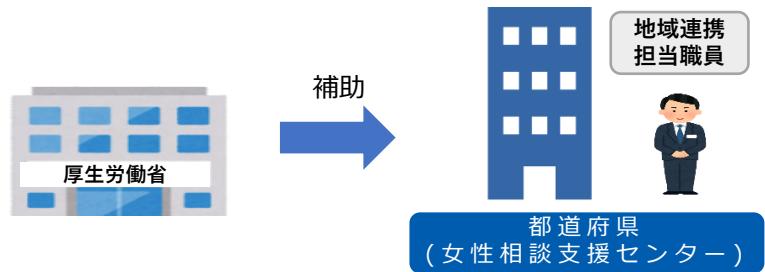
I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

- 女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

社会・援護局地域福祉課女性支援室（内線4586）

女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）：昭和31年度創設
 女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

令和8年度当初予算案 29億円（27億円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

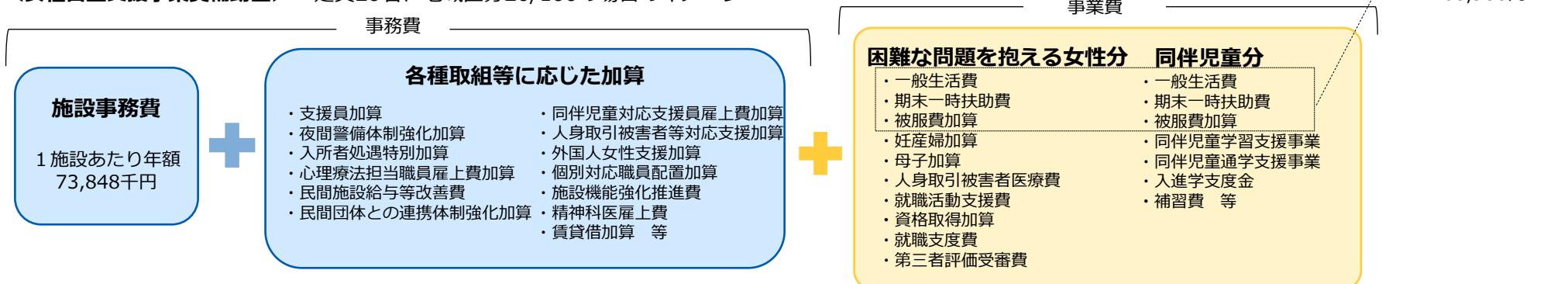
- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価や非常勤職員の人件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

女性保護事業費負担金 : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
 (補助率) 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金 : (実施主体) 都道府県
 (補助率) 国 5/10、都道府県 5/10

女性支援を担う者の人材育成の強化

令和8年度当初予算案 27百万円の内数（27百万円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

※研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国	国（国立保健医療科学院）	都道府県 ※国がブロック毎に実施
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長）	①機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者） ②心理職員（センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員）	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修（制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等） ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修（女性相談支援員養成研修シラバスに基づく研修等） ・演習
日程等	2日	①3日 ②2日	1日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共に）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

8 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について

(1) 現状・課題

- 地域生活定着促進事業においては、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図っている。
- 本事業の一層の円滑化・効率化に資するよう、地域生活定着支援センター、自治体の福祉部局をはじめとした福祉関係者及び司法関係者との間で官民協働の支援ネットワークを構築する取組を強化しているが、その取組状況には地域差が生じていることが課題となっている。

(2) 令和8年度の取組

- 全ての地域生活定着支援センターにおいて官民協働の支援ネットワークを構築する取組が推進されるよう、令和7年度に引き続き、令和8年度予算（案）においても「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を計上予定。
- 地域生活定着支援センター職員を対象とした地域生活定着支援人材養成研修を通じて、職員の専門的力量の向上を図るとともに、官民協働の支援ネットワークの構築に係る実践的なノウハウ等を身に付けさせ、支援ネットワークの構築や事業の効果的・効率的な実施の促進を図る。

(3) 依頼・連絡事項

- 各都道府県におかれては、本事業の意義等を十分にご理解いただき、引き続き、必要な予算の確保をお願いしたい。
- 本事業の主管課におかれては、引き続き、地域生活定着支援センターとの恒常的な意見交換や、地域生活定着支援センターとともに支援現場等に赴くことなどを通して、地域の実情等を把握いただくようお願いしたい。また、関係機関を集めた都道府県単位の会議の開催や自立支援協議会等の市長村単位で開催される各種福祉関係機関が参加する会議に地域生活定着支援センターとともに参加するなど、地域生活定着支援センターと協働して官民協働の支援ネットワークの構築に取り組んでいただきたい。
- 地域生活定着支援人材養成研修については、対象となる地域生活定着支援センター職員の積極的な受講をお願いするとともに、本事業の主管課をはじめとする福祉関係部局の職員にも積極的に聴講いただき、本事業の意義等をご理解いただくようお願いしたい。

地域生活定着促進事業

令和8年度当初予算案 384億円の内数（412億円の内数）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

実施主体

都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）【補助率：3／4】

事業内容

1. コーディネート業務

矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）

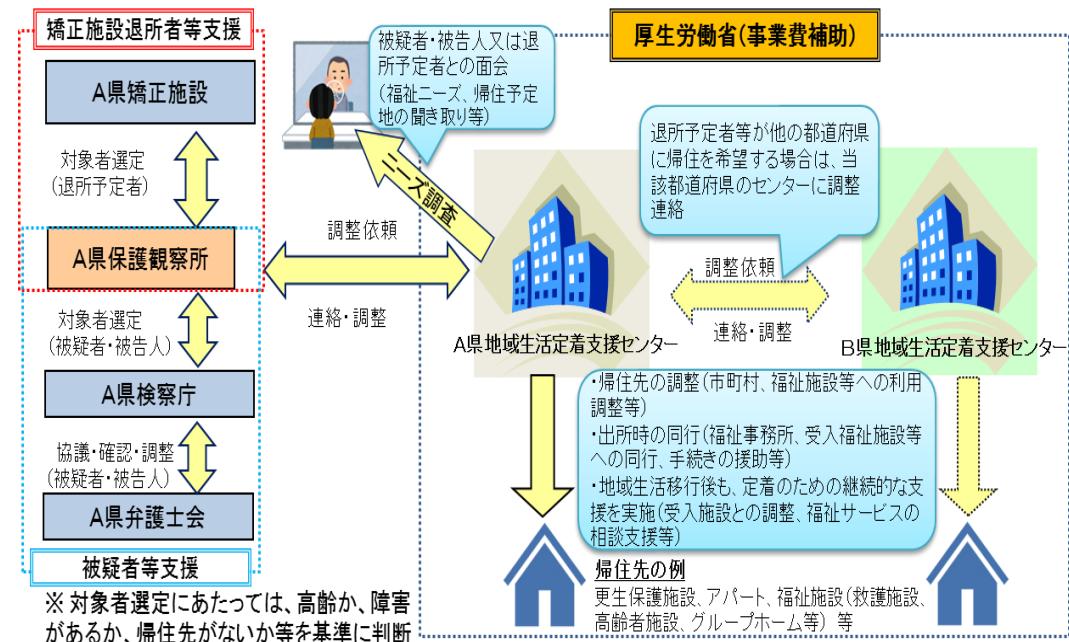
被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

官民協働の支援ネットワークの構築、地域に向けた研修や普及啓発活動を行う。



9 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」結果では、15~64歳の年齢層において50人に1人程度がひきこもり状態にあるとの調査結果となっており、支援体制の整備が必要。こうした中で、令和7年6月の関係閣僚会議において決定された「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」においては、近隣の自治体との広域連携等により、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を拡大することについて検討を行うこととされている。
- 8050世帯の顕在化など支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害しているとの課題もある。また、共同生活による支援については、悪質事業者による被害防止を図りつつ、適切な実施を図っていく必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- 市区町村が効率的かつ効果的にひきこもり相談支援等の充実を図れるよう、「ひきこもり支援推進事業」において、複数自治体における事業の広域連携を促進し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。
- ひきこもり支援従事者同士が気軽に支援の有用な情報交換ができるコミュニケーションの場をオンライン上に設けるとともに、全国の支援者同士のオンラインによる交流会を開催するなど、引き続き、支援者ケアに資する取組を一層促進する。
- 共同生活を取り入れながら伴走支援を行う「共同生活型支援」の事業運営や活動内容を評価できるガイドラインを作成する。

(3) 依頼・連絡事項

- これまでお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組が未だ実施されていない市区町村におかれでは、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、早急に取組むとともに、各市区町村においては、令和8年度予算（案）を活用いただき、広域的な連携を図りつつ、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進するようお願いしたい。また、各都道府県においては、管内市区町村におけるこれらの取組への積極的な支援をお願いしたい。
- ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした研修について、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の内容を反映した新カリキュラムを策定予定であり、令和8年度以降、研修への積極的な受講と支援におけるハンドブックの活用をお願いしたい。

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和7年度：340市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和7年度：47市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和7年度：129市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和7年度：164市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

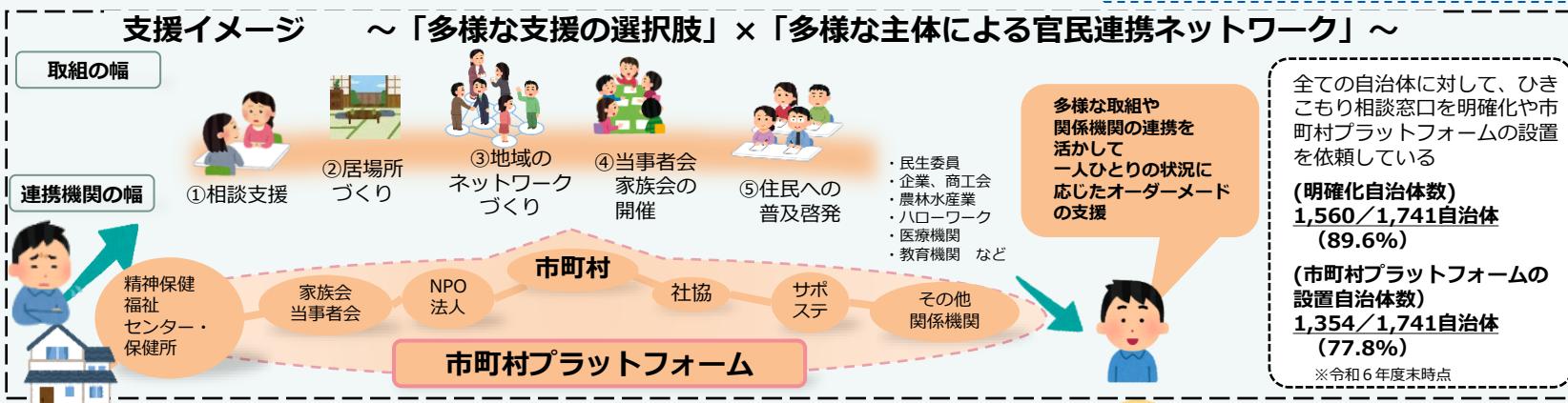
ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する



都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

1.2億円



②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

0.2億円

0.3億円

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

令和8年度当初予算（案） 15億円（16億円）※()内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起しが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、地域の実情により、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在や未実施自治体が抱える課題の解消を図るとともに、「ひきこもり支援ハンドブック」等に基づく支援につなげる取組を進めていく。

（課題）

- ・町村など小規模自治体では、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況。
- ・また、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界がある。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

（1）「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
 - ① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。
※加算対象期間は原則3年間を想定
 - ② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催
※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。

（2）「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。
 - ① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアソーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
 - ② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための入件費は含まれない）

共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

社会・援護局地域福祉課
(内線2219)

令和7年度補正予算 0. 8億円

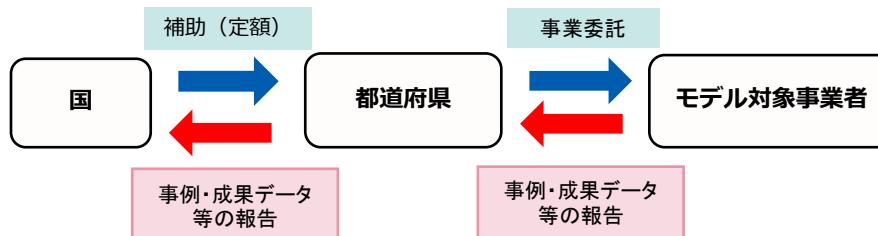
1 事業の目的

- ひきこもり支援における共同生活による支援（共同生活型支援）については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- 現在、共同生活型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。 ※ガイドライン作成は別途要求する調査研究事業（委託費）で行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- 都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。
※令和8から2カ年のモデル事業を実施し、ガイドラインは令和9年度中に策定する予定。
※実施主体：施設が所在する都道府県（6自治体）補助率：定額



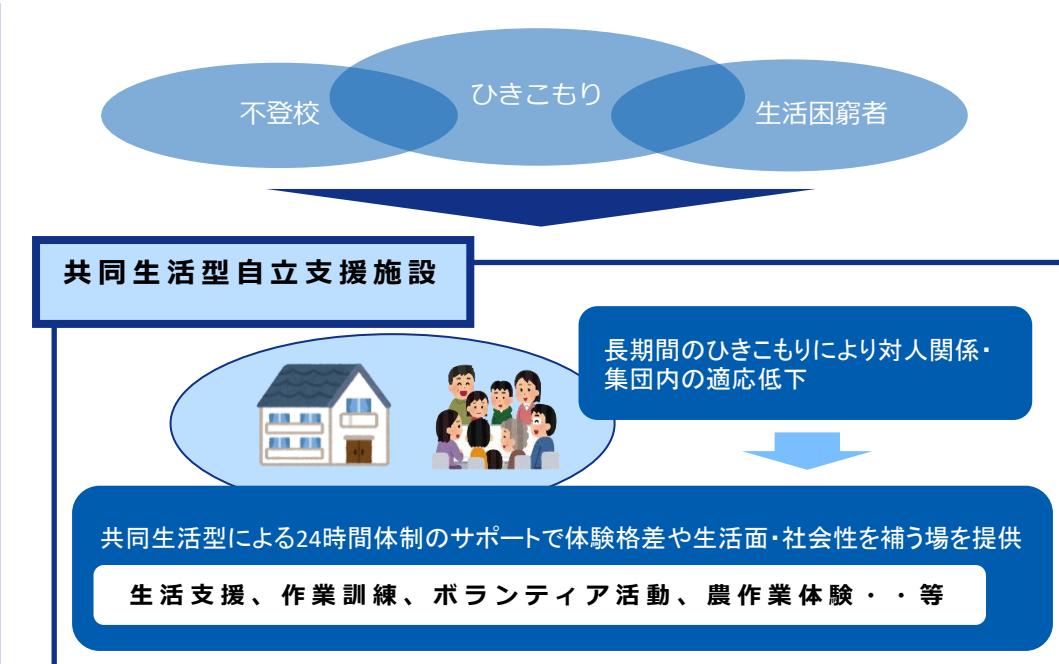
【支援対象者の考え方】

- ひきこもり、不登校、生活困窮者などで社会的孤立状態に近い（将来的な孤立が予想される状態）など、困難を抱えた若年層。
※ 他施策による支援と重複する場合は対象外

【効果の把握・検証】

- 都道府県は、モデル対象事業者から支援内容及び支援対象者の状況（ex: 「ボランティアを含む社会参加に繋がった」、「サポステなどの雇用関連施策や障害保健福祉施策に繋がった」など）を定期的に報告させる。

共同生活型支援のイメージ



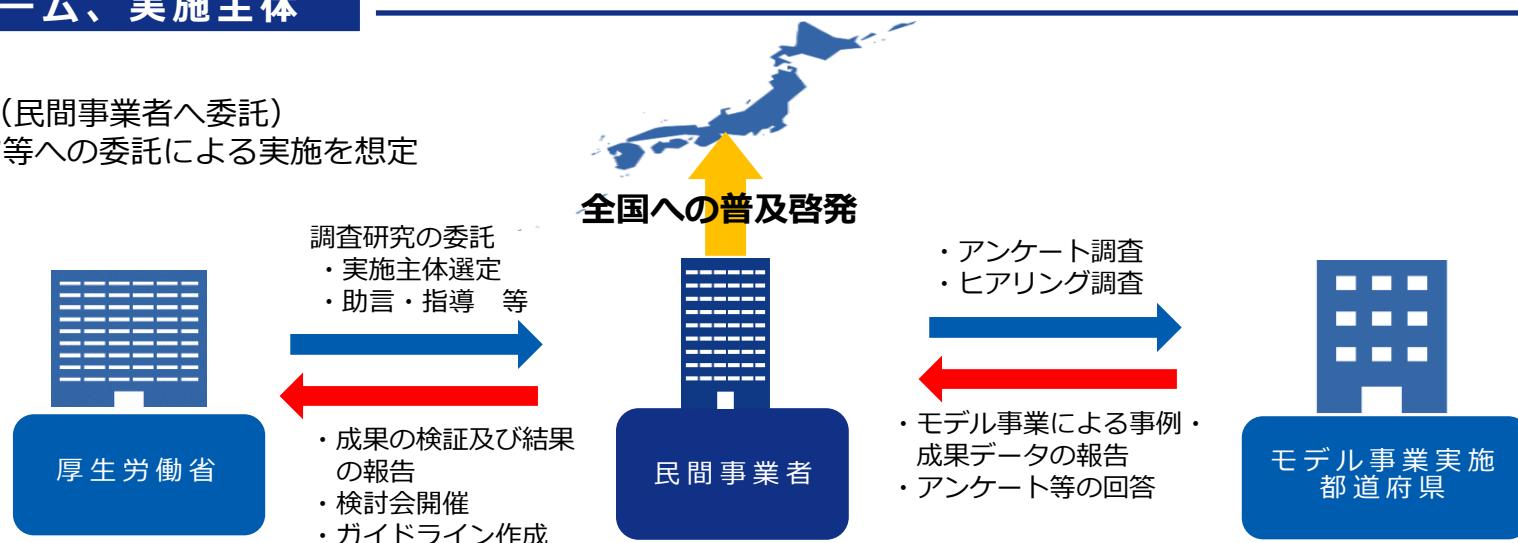
令和7年度補正予算 0. 6億円

1 事業の目的

- ひきこもり支援における共同生活による支援（共同生活型支援）については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

2 事業のスキーム、実施主体

- ◆ 実施主体：国（民間事業者へ委託）
※シンクタンク等への委託による実施を想定



3 事業の概要

- ・ 自治体、共同生活型支援を行う民間事業者、共同生活型支援を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- ・ 民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ・ ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- ・ セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

ひきこもり支援における支援従事者ケア事業

ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がりによる支援者ケアに資する取組となるよう進めています。

さらに、毎月、「ひきこもり支援を語るCafé」（オンラインミーティング）として全国の支援者同士の交流会を開催しています。

ひきこもり支援コミュニティとは？

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができる、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



1 同士で気軽に相談できる

自己紹介や雑談で同士の繋がることができます。繋がることで、複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます。

2 他所のリアルな情報を調べられる

他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるようになり、いつでも検索で調べられます

3 ニュースや有益な公共情報が見える

厚労省や、全国各地から取り組みやニュースが提供がされるため、支援者同士で学び合いができます

ひきこもり支援コミュニティの画面イメージ



「ひきこもり支援を語るCafé」（オンラインミーティング）

ひきこもり支援を語るCafé
Online～支援者同士の交流会イベント～
第7回 10/30(木)
10:00～11:30

広域連携について紹介
～2つの事例をパネルトーク～
【和歌山県西牟婁郡】
ひきこもり支援ステーション事業の広域化
【東京都市圏/ひきこもりUX会議】TOKYO広域連携事業
市区で連携した「居場所」の開催

聞くだけOK!
顔出し推奨!
マスクOK!
事前予約不要!

参加者満足度
4.4/5.0*1の
イベントです!

*1:第4~6回Caféアンケート集計結果

ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業

1 事業の目的

令和8年度当初予算（案） 19百万円（19百万円）※()内は前年度当初予算額

(目) 自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした新任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度からは中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- 併せて、ひきこもり支援に関する先進的事例等を整理の上、周知・広報等を実施。

2 事業の概要・スキーム等

※ 令和7年度厚生労働省社会福祉推進事業において新カリキュラムを策定予定であり、変更可能性あり

新任職員研修（令和4年度～）

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。



現任職員（中堅・指導者）研修（令和5年度～）

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。

周知・広報（令和4年度～）

ひきこもり支援に取り組む自治体の支援内容や個別の支援プロセスに関する先進的事例等を収集し、全国の自治体職員が支援を実践するに当たつての参考になるよう、わかりやすく内容を整理し、周知・広報を行う。



3 実施主体

- 実施主体：国（民間団体への委託）



※ 厚生労働省も様々な機会を通じて、全国へ先進的事例等の周知広報を行う。

ひきこもり支援ハンドブックに基づく人材育成カリキュラムに関する調査研究事業

背景

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族等に適切な支援を行える人材を養成することを目的に、令和4年度から「ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修」を実施。
- 令和6年度には、「8050問題の顕在化など、本人やその家族等が抱える課題が複雑かつ複合化する中で、その支援にあたって新たな指針として、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」（以下、ハンドブックという。）を策定。現在、地方自治体での利活用が始まっている。
- ハンドブックは、支援の目指す姿や価値倫理等の理解といった原理・原則を記載しており、その考え方は、地域住民、対人支援が求められるどの分野の支援にも共通する内容であり、地域全体でひきこもり支援に関する理解を深めることが求められる。

目的

- ハンドブックは、支援の基本的な理念やポイントなどが網羅的に記載されており、その内容を反映した支援者向け研修の新カリキュラムを策定する。
- 具体的には、地方自治体を対象としたハンドブックの利活用状況等の調査や、ハンドブックの内容を踏まえた人材育成カリキュラムを検討するとともに、全国の自治体をエリアに分け、複数エリアにおいて人材育成研修会（講演会含む）を開催する。

検討スケジュール

【検討委員会】

第1回 令和7年7月31日（木）

- ・新カリキュラム素案の検討
- ・試行的研修案の検討

第2回 令和7年11月21日（金）

- ・試行的研修の進捗報告
- ・自治体アンケート調査の検討

第3回 令和8年2月頃

- ・新カリキュラムの策定
- ・試行的研修の結果報告
- ・自治体アンケート調査の結果報告

【試行的研修・アンケート調査】

令和7年10月～11月 ★試行的研修を実施し、 新カリキュラム案の検証

- 令和7年12月
- ・アンケート調査を実施し、
ハンドブックの活用状況や
研修に対するニーズ把握

検討委員会構成

○朝日 雅也（埼玉県立大学 名誉教授）

※宇佐美政英（国立健康危機管理研究機構 国立国府台医療センター
子どものこころ総合診療センター センター長
児童精神科 診療科長）

関水 徹平（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授）

土居 和子（広島修道大学 非常勤講師）

※林 恒子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）

樋口 正敏（北海道ひきこもり成年相談センター 札幌市ひきこもり地域支援
センター（公益財団法人北海道精神保健推進協会 こころの
リカバリー総合支援センター）ひきこもり支援コーディネーター）

※山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター（高知県ひきこもり地域支援
センター）所長）

山本 洋見（ひきこもり未来創造リレーション 代表 特定非営利活動法人
てくてく 理事長）

○は座長 ※は「ひきこもり支援ハンドブック」検討委員

10 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- 介護分野における有効求人倍率は、依然高い水準で推移しており、今後、高齢者の増加や生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手の確保は喫緊の課題。
 - 第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2022（令和4）年度の介護職員数約215万人に対し、2026年度で約240万人（+25万人）、2040年度で約272万人（+57万人）が必要になると見込んでいる。
 - 外国人介護人材については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」での議論の状況等を踏まえ、特定技能・育成就労での受入れ見込数を令和6年度から5年間で16.07万人とする見込み。

(2) 令和8年度の取組

- 社会保障審議会福祉部会の報告書等の内容を踏まえ、令和7年度補正予算に計上された取組とも合わせ、令和8年度に拡充等する主な取組については、次のとおり。
 - ・介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増し（「介護福祉士修学資金等貸付事業」）
 - ・介護福祉士養成施設におけるICT教育及び日本語教育の質の向上に関する取組を支援し、取組の効果の横展開を図る。（「介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業」）
 - ・地域の実情に応じた福祉人材確保の取組を推進するため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。（「福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業」）
 - ・多様な人材層の参入促進を図るため、業務の整理等、未経験者とのマッチング機能の強化、入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側を一體的に支援するモデル事業を実施し、その取組の効果等の横展開を図る。（「介護未経験者から介護の担い手となるまでの一體的支援事業」）
 - ・海外現地での人材確保に資する取組を行う介護事業所等（実施主体が都道府県も可）の支援のほか、自治体主導のセンターを活用する等して、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。（「外国人介護人材獲得強化事業」）
- 令和7年4月より施行した外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、引き続き施行後の状況を注視し、介護現場の実態把握に努める。また、令和9年4月に施行予定の育成就労制度については、引き続き、施行に向けた具体的な制度設計を進める。
- 介護福祉士国家試験について、質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとするため、試験を3つのパートに分け合否判定するパート合格（合格パートの受験免除）の仕組みを令和7年度試験から導入し、令和8年度試験からは、合格パートの受験免除を開始する。

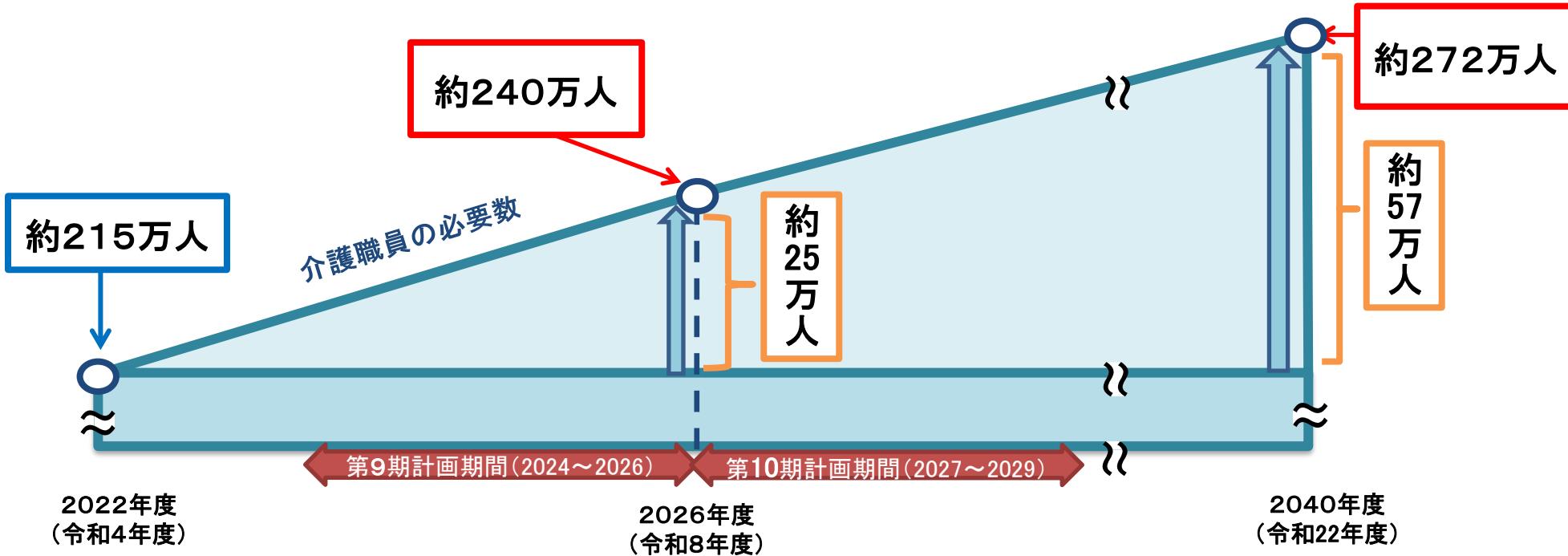
(3) 依頼・連絡事項

上記(2)の取組も踏まえ、特に、以下の点をお願いしたい。

- 令和7年度補正予算及び令和8年度予算案に計上された事業実施の詳細については別途連絡予定であるが、積極的な活用をお願いする。
- 特に、介護福祉士修学資金等貸付事業については、各都道府県において、養成校の入学者数等を加味し、適切に見積もりを行っていただき、本事業を活用し、福祉・介護人材の養成に積極的に取り組んでいただくようお願いする。
- また、複雑化・多様化する介護ニーズや地域の実情に応じた福祉人材確保のために、介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業や福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業については、令和7年度補正予算を活用し、積極的に取り組んでいただくようお願いする。
- 外国人介護人材の受入れと地域への定着において、特に、小規模な法人等でも受入等を可能とするためには、都道府県等の役割も重要であることから、同様に令和7年度補正予算の積極的な活用をお願いする。

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人 (+約25万人 (6.3万人/年))
 - ・ 2040年度には約272万人 (+約57万人 (3.2万人/年))となった。
※ () 内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



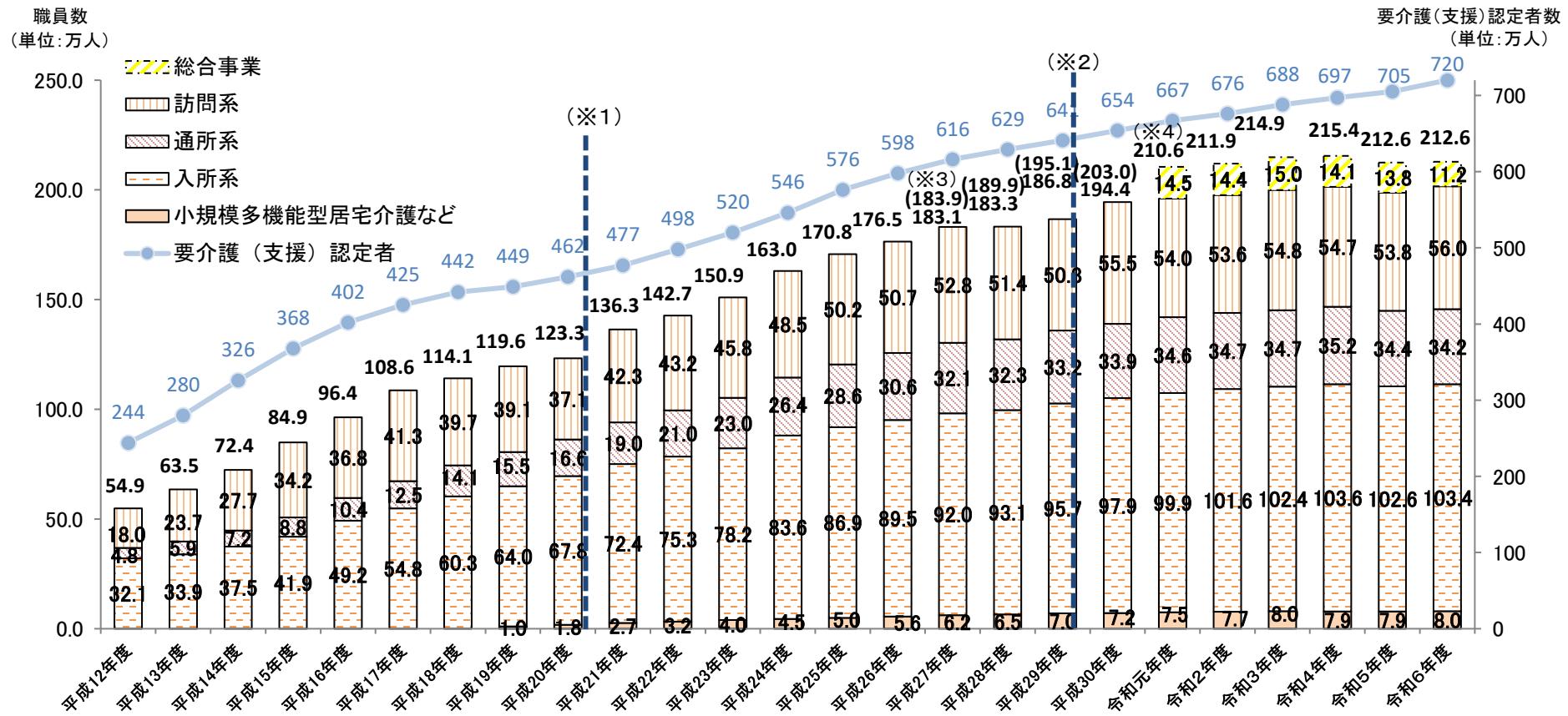
注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一緒に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

基本的な考え方

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人ロードスリップスが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組 (プラットフォーム機能の充実)

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進めいわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

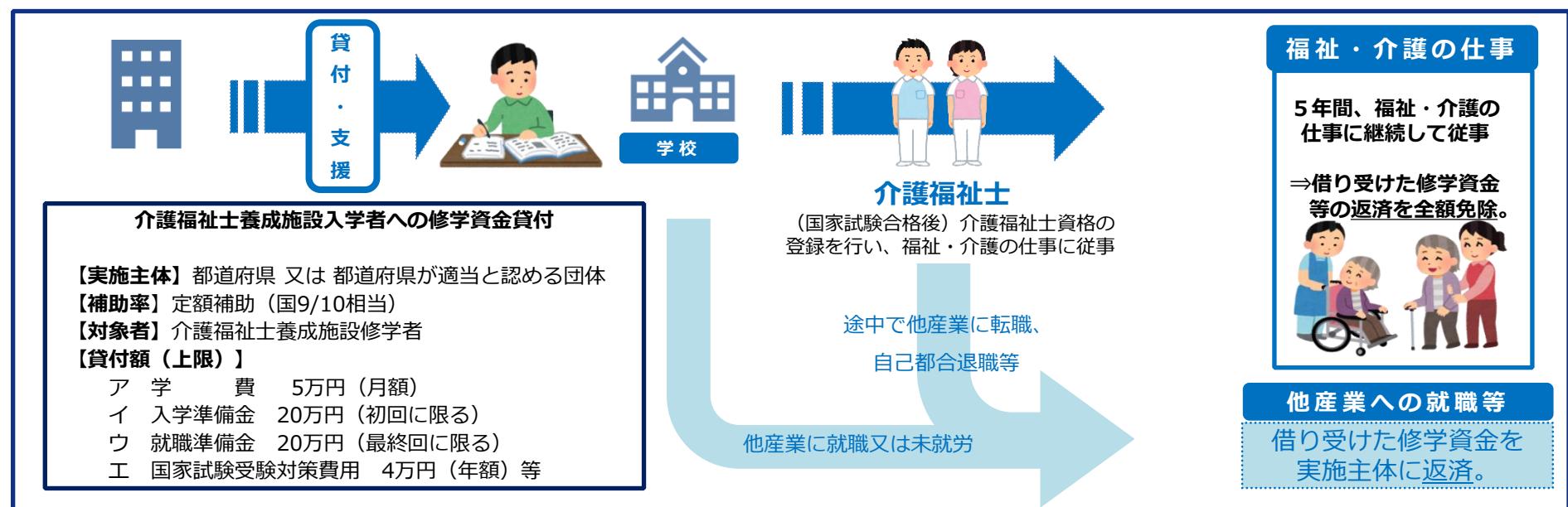
② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名:介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

① 施策の目的

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。

また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

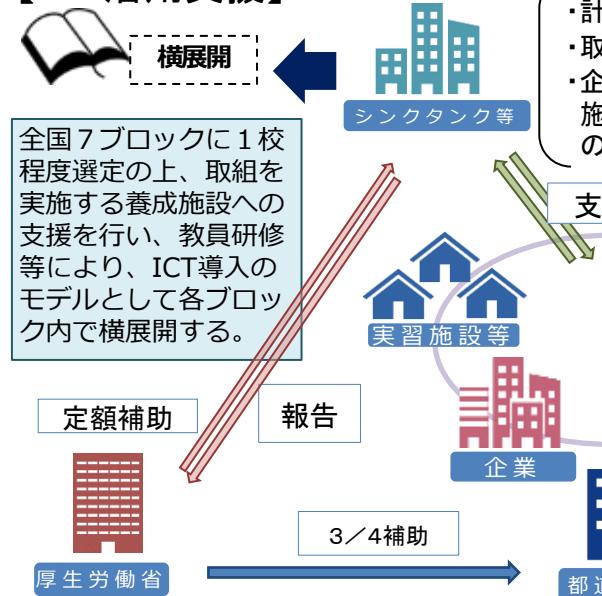
③ 施策の概要

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。

また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

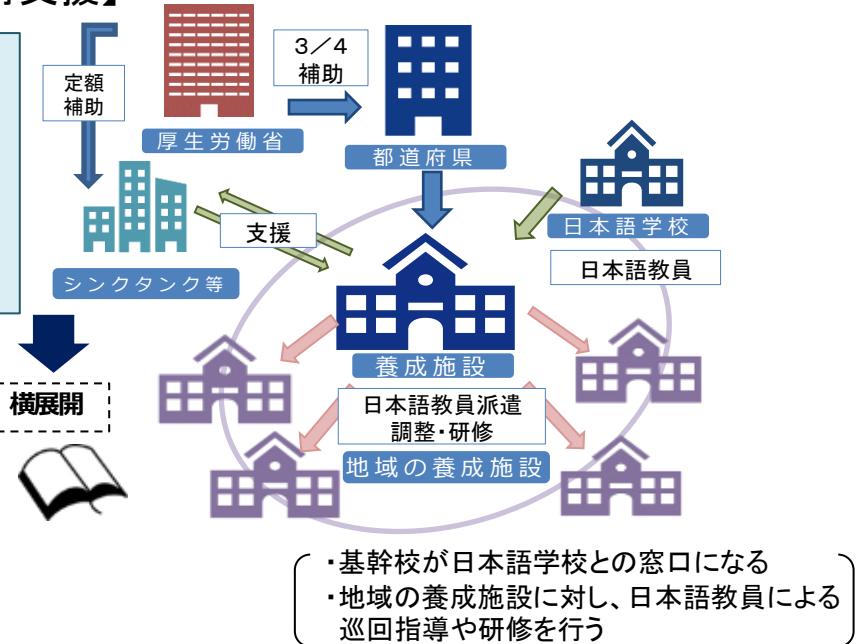
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【ICT活用支援】



【日本語教育支援】

留学生の多い地域の養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施。地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を目指す。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

① 施策の目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進する。

② 対策の柱との関係

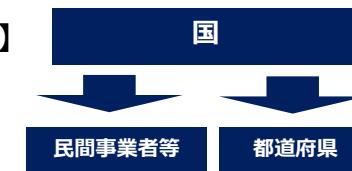
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

都道府県が福祉全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

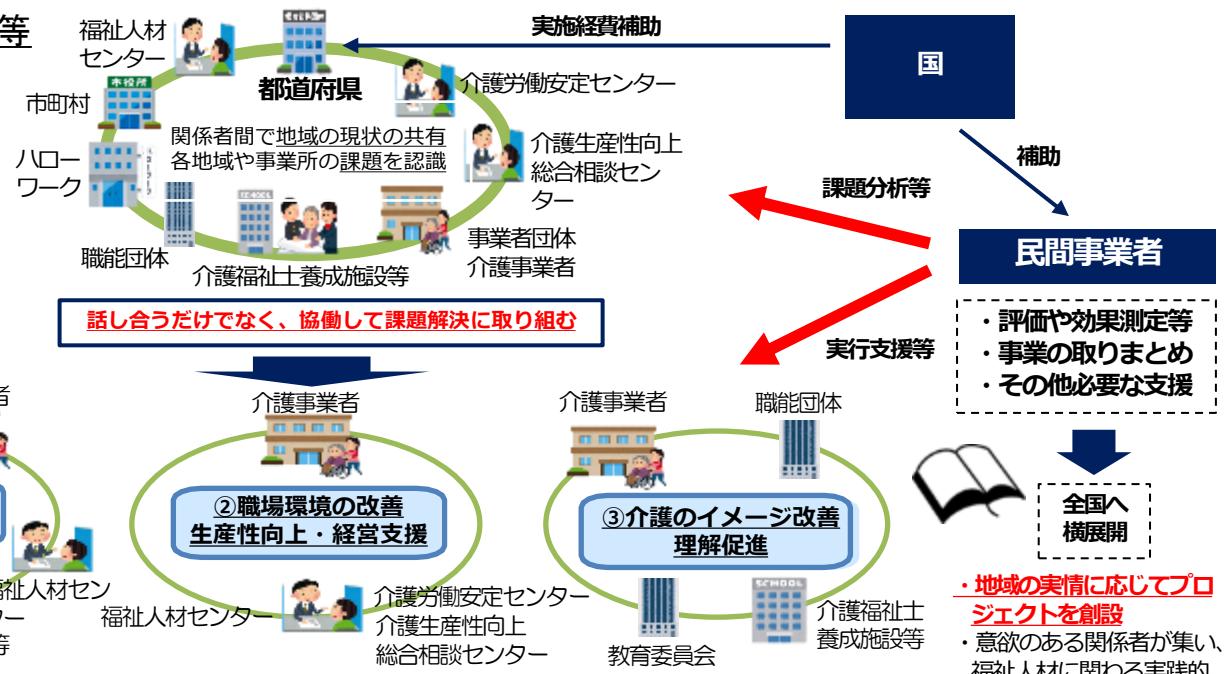
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】	【補助率】
・民間事業者 (シンクタンク等)	定額
・都道府県	



【各プロジェクト①～③における取組例】

- ①・介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに
・地域の複数の事業者と人材センターが連携して就職説明会を合同開催
- ②・福祉人材センターによる業務の切り出し支援
・介護職員本人の希望に応じ、常勤職員となるための環境整備など
- ③・養成施設の学生による地域づくりへの協力など

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により都道府県におけるプラットフォームの構築が進むことで、関係機関や事業所等との協働による人材の確保・定着や職場の環境改善等につながる取組の実施につながり、介護人材確保の推進が図られる。

施策名:介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

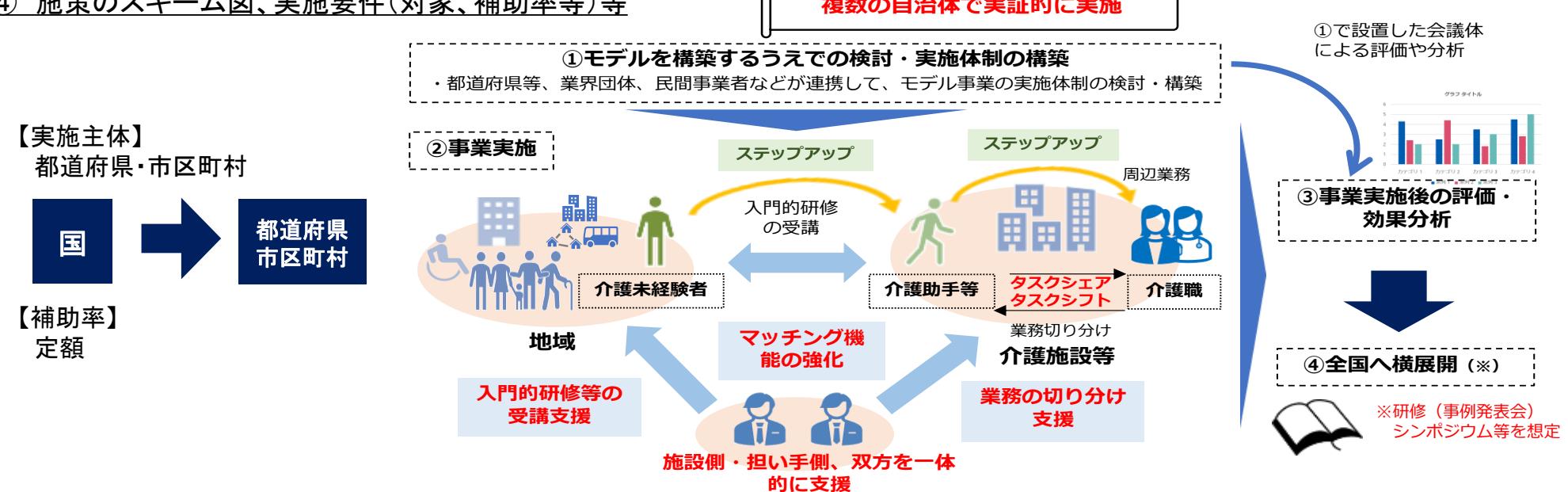
② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受け入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県



【補 助 率】 国2/3、都道府県1/3

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

〇 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

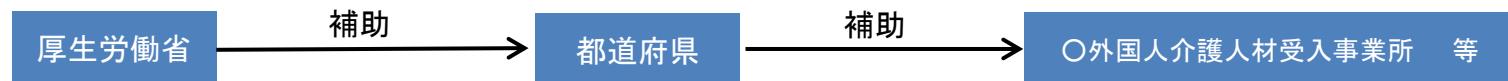
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど)を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補 助 率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

※メニュー事業の全体

令和8年度当初予算案 86億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※下線(令和8年度拡充分)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまで的一般的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンター・シルバーパートナーセンター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援
- 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化
- 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援
- 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援
- 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進の支援

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
 - ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更)
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- ・小規模事業者等による協働化等推進事業
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
- 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援

○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「**外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会**」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、令和6年6月に公表した**同検討会の中間まとめ**では、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 令和7年2月には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。**その場合、受入事業所は、**利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月施行。**※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

※訪問系サービスへの従事に係る確認書の発行件数：209法人・661名分、申請件数（※発行件数を含む）：443法人・1,284名分（令和7年12月5日時点）

パート合格（合格パートの受験免除）の導入について（イメージ）

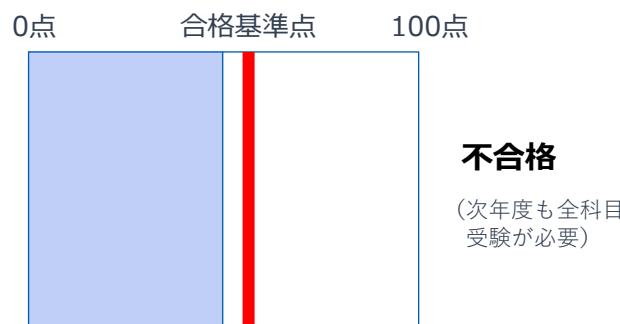
基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定するパート合格（合格パートの受験免除）を導入する。（令和7年度（令和8年1月実施予定）の第38回国家試験から導入）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

見直しのイメージ

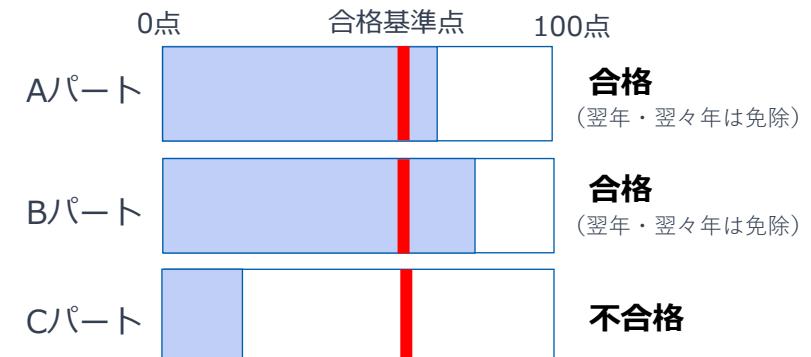
第37回（令和6年度）まで

- ・全科目的総得点が合格基準点（6割が目安）を超えると合格



第38回（令和7年度）から

- ・総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・分割したパートごとに合格基準点を超えると合格
- ・翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



11 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応するためには、地域共生社会の担い手として、社会福祉法人の役割は非常に重要であり、あわせて、公益性の高い非営利法人として、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たしていくことが求められている。
- 地域において持続可能なサービス提供体制を構築し、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業等を維持するとともに、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、利用者を保護し、適切な福祉サービスを提供する観点から、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する必要がある。

(2) 令和8年度の取組

- 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域共生社会の担い手として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」等を含めた連携・協働策について、各地の先行している実践事例を発信するなど一層推進する。
- 昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、一定の要件を満たす場合に社会福祉連携推進法人による第二種社会福祉事業等の実施や社員社会福祉法人に対する土地・建物等の貸付支援業務、社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加すること等について検討する。

(3) 依頼・連絡事項

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度及び先行している実践事例の周知にご協力を願うとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き府内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について令和8年度予算案に計上するとともに、法人間連携のきっかけづくりとして自治体が主体となって行う区域内の福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する関係者会議の開催経費や社会福祉連携推進法人による先駆的な連携推進業務への企画立案・実施するための補助を行う「社会福祉法人連携・協働支援事業」について令和7年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

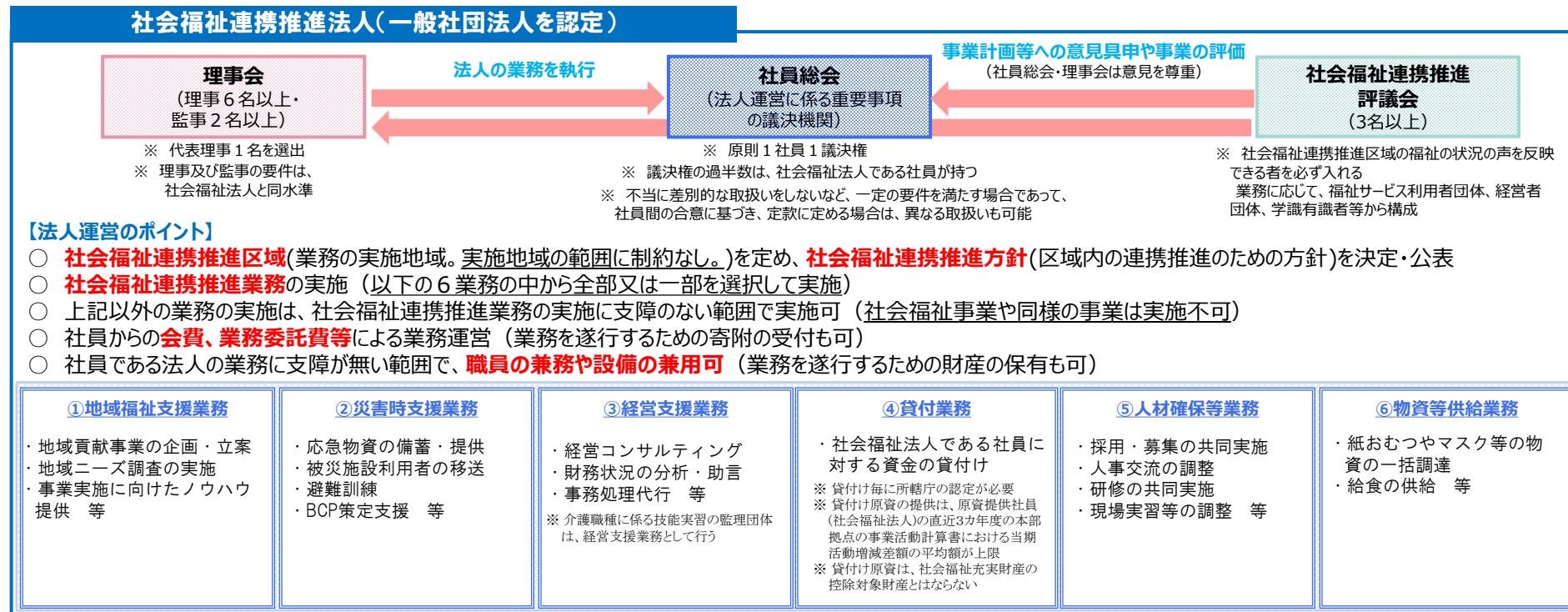
- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



所轄庁（都道府県知事、市長（区長））
指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか

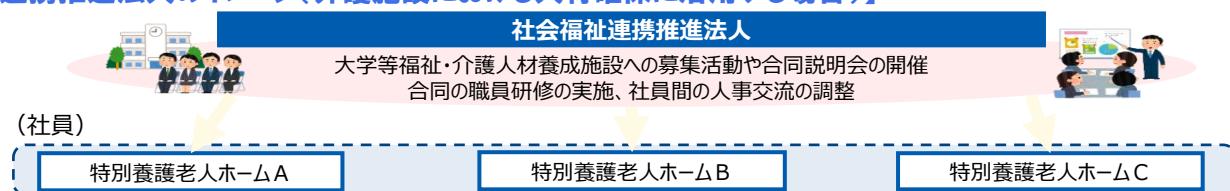
【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

※ 各法人は、複数の
社会福祉連携推進法人
に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に適用する場合)】

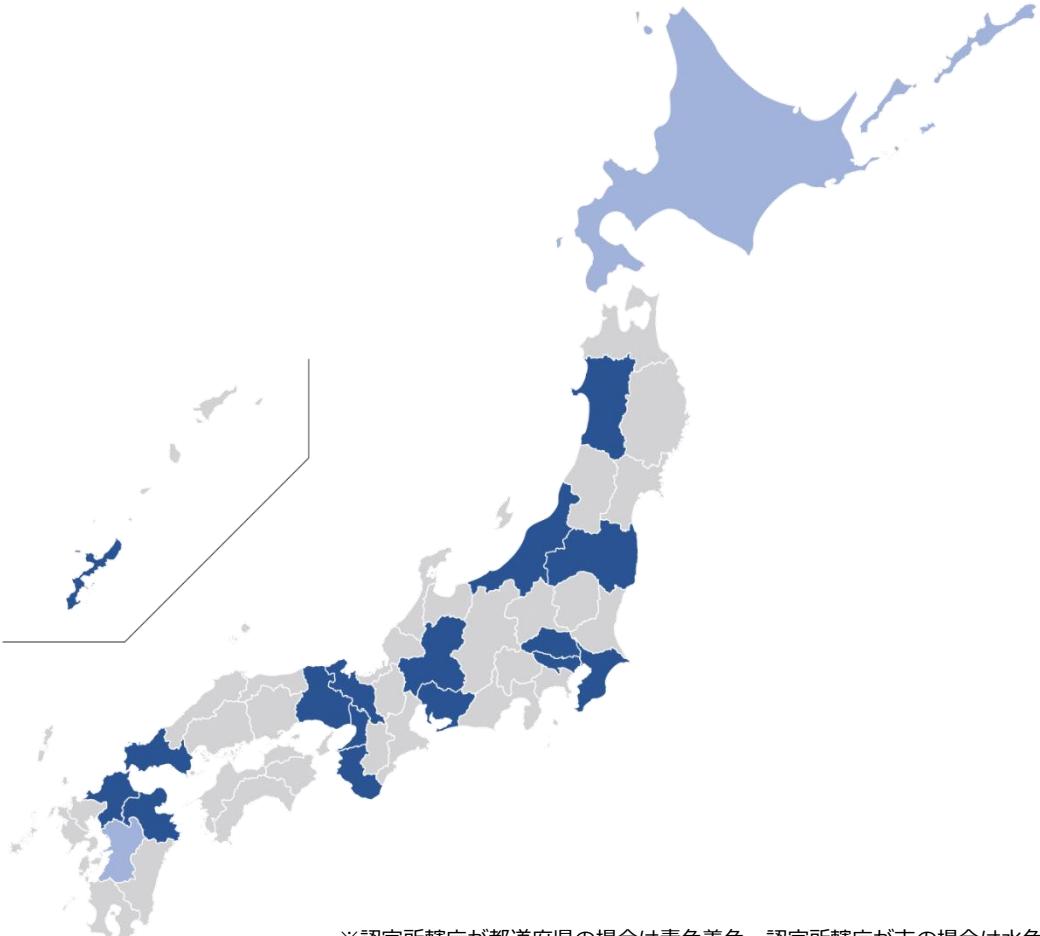


⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年11月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は33法人※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



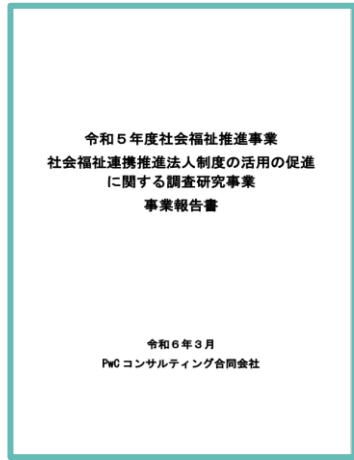
※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色、認定所轄庁が市の場合は水色着色
(同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のはずれもある場合も青色着色)

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	社会福祉連携推進法人リガーレ	京都府	令和4年5月10日
2	社会福祉連携推進法人リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日
3	社会福祉連携推進法人日の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日
4	社会福祉連携推進法人光る福祉	千葉県	令和4年10月13日
5	社会福祉連携推進法人一戸共栄会	東京都	令和4年11月4日
6	社会福祉連携推進法人あたらしい保育ニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日
7	社会福祉連携推進法人青海波グループ	東京都	令和4年12月8日
8	社会福祉連携推進法人黎明	岐阜県	令和5年1月27日
9	社会福祉連携推進法人園経営支援協会	東京都	令和5年1月30日
10	社会福祉連携推進法人福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日
11	社会福祉連携推進法人きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日
12	社会福祉連携推進法人さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日
13	社会福祉連携推進法人幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日
14	社会福祉連携推進法人乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日
15	社会福祉連携推進法人ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日
16	社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日
17	連携推進法人みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日
18	社会福祉連携推進法人秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日
19	社会福祉連携推進法人となりの	愛知県	令和5年9月19日
20	社会福祉連携推進法人キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
22	社会福祉連携推進法人大和会	東京都	令和6年3月26日
21	社会福祉連携推進法人人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
23	社会福祉連携推進法人いーまる	沖縄県	令和6年11月29日
24	社会福祉連携推進法人WTBASE	東京都	令和6年12月27日
25	社会福祉連携推進法人ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
26	社会福祉連携推進法人ルビナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
27	社会福祉連携推進法人東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
28	社会福祉連携推進法人神戸繋がりの会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
29	社会福祉連携推進法人ムカムコうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
30	社会福祉連携推進法人Mirai	大阪府	令和7年3月13日
31	社会福祉連携推進法人はとライン	山口県	令和7年7月25日
32	社会福祉連携推進法人RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
33	社会福祉連携推進法人More	福岡県	令和7年11月18日

社会福祉連携推進法人等の先行事例集・認定申請マニュアルについて

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5、6年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

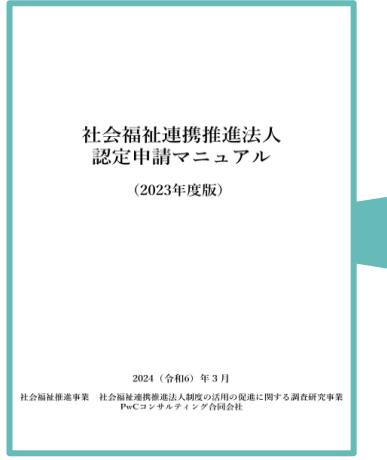
＜事業報告書＞



＜事例集＞



＜認定申請マニュアル＞



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

＜掲載先URL＞

（令和6年度）

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2025.html>

ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和6年度社会福祉推進事業の実施について

（令和5年度）

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム > インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和 5、6 年度社会福祉推進事業が掲載されておりますので、当該事業の箇所を参照ください。

▼事例集掲載事例の例▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムを活用できるようにするために、連携推進法人として民間企業とキャッシュレス決済のシステム開発・導入について、連携しながら実施している。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするために、ICT等の導入は必須事項であると考え、保育DXの促進を特に検討したい分野とする。

施策名：社会福祉法人の連携・協働の推進（事業名：社会福祉法人連携協働支援事業）

令和7年度補正予算 71百万円

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

(1)都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費

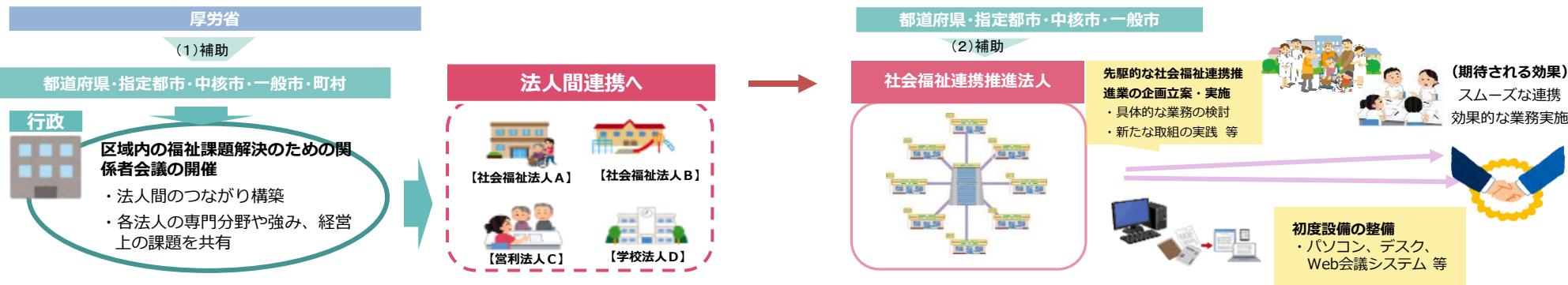
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。

(2)社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

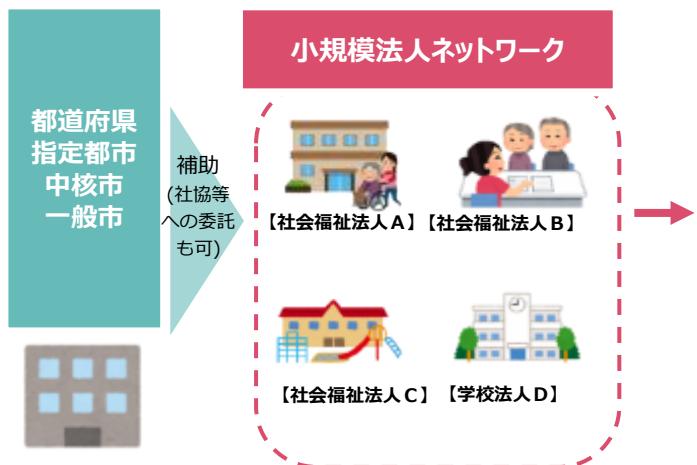
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働化しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー		
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	①	社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	②	各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 （年間4,000千円、原則2か年）
	⑤	福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。
	⑥	参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。
	⑦	I C T 技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、I C T 技術を導入する。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

12 災害に備えた福祉支援体制等について

(1) 現状・課題

<災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について>

- 令和7年の災害対策基本法等の改正等により、災害時の福祉支援が法制化され、DWATの活動が避難所から在宅・車中等にも広がっており、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進する必要がある。

<社会福祉施設等の被災状況の把握について>

- 災害時には、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要であり、令和3年度から災害時情報共有システムを活用し、災害時の事業所等の被災情報の収集等を行っている。令和7年度をもって全ての社会福祉施設・事業所を対象とした訓練が一巡したが、システムを有効に活用し、有事の入力率向上を図るためにには、こうした訓練を継続的に実施する必要がある。

(2) 令和8年度の取組

<災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について>

- 災害福祉支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」による財政支援を含め、DWATチーム員の更なる養成等の取組を実施する。
- 令和7年度社会福祉推進事業において、DWATの派遣に関する運営要領案の作成を行っており、令和8年度に成案として発出することを予定している。また、昨年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、DWATとして活動する者の名簿登録や研修・訓練について、地域の主体性や実情を勘案するために都道府県災害福祉支援ネットワークにも関与いただいた上で国が実施すること等について検討する。

<社会福祉施設等の被災状況の把握について>

- 災害時に被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう、全ての社会福祉施設及び事業所が参加する災害時情報共有システムを活用した計画的な訓練を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

<災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム（DWAT）について>

- 災害福祉支援の体制づくりを促進するため、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」について、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、DWATチーム員の養成促進、DWAT活動の理解促進のための普及・啓発、生活再建関係者等の民間団体との連携強化、ブロック単位での訓練実施等に必要な経費を計上しているので、積極的な活用をお願いする。また、災害福祉支援ネットワーク中央センター事業において都道府県へのアドバイザー派遣に必要な経費等を計上しているので、平時及び災害時におけるアドバイザーの受入についてもご検討いただきたい。

<社会福祉施設等の被災状況の把握について>

- 令和8年度以降も災害時情報共有システムを有効活用するための訓練を実施する予定であるので、協力をお願いする。当該訓練の長期的な計画や令和8年度に実施する訓練の具体的な日程については、今年度末までにお知らせする予定である。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）（令和7年12月18日）※抜粋

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所等において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援
- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々
- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、現在は国のガイドラインに基づき全都道府県で編成されている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）。

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施

平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県

令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

令和2年7月豪雨災害…熊本県

令和3年7月豪雨災害…静岡県

令和5年梅雨前線大雨…大分県

令和6年能登半島地震…47都道府県

令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

令和7年8月豪雨災害…熊本県

令和7年台風15号…静岡県

令和7年台風22号・23号…東京都

令和7年大分県大分市の大規模火災…大分県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センター（国からの委託）が調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
 - ・ 平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
 - ・ 平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
 - ・ 令和4年度～ 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業の実施
 - ・ 令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
 - ・ 令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について

（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

【平時】

【都道府県】



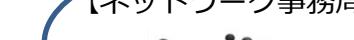
【都道府県社協等】



ネットワーク主管部局の選定

(委託・協定等)

(参加)



(運営)

（招集）

（チーム員名簿の作成）

主管部局、防災部局、保健医療部局

社会福祉協議会



民生委員
児童委員

保健医療関係者

福祉職の職能団体

社会福祉施設等
関係団体

- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- ①チーム組成の方法、活動内容
- ②チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③災害時における関係者の役割分担
- ④災害時における本部体制の構築
- ⑤費用負担
- ⑥保健医療関係者との連携
- ⑦研修・訓練
- ⑧住民に対する広報・啓発 等

【災害時】

【ネットワーク本部】

(情報収集)



(改組)

(現地状況の報告)

【被災市区町村】



災害発生

【災害派遣福祉チーム】



(活動のバ
ックア
ップ)

(チーム員の派遣)

(派遣)

【避難所、在宅、車中等】



- 要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

- ①要配慮者の情報収集
- ②福祉避難所等への誘導
- ③アセスメント
- ④食事、排せつ等の日常生活上の支援
- ⑤相談支援
- ⑥避難所内の環境整備
- ⑦本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

要配慮者の二次被害防止、
安定的な日常生活への移行

① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

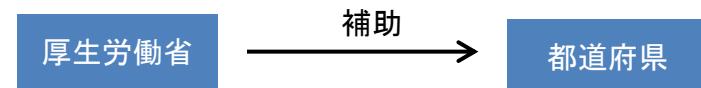
- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補 助 率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.0億円

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 基本事業（取組例）

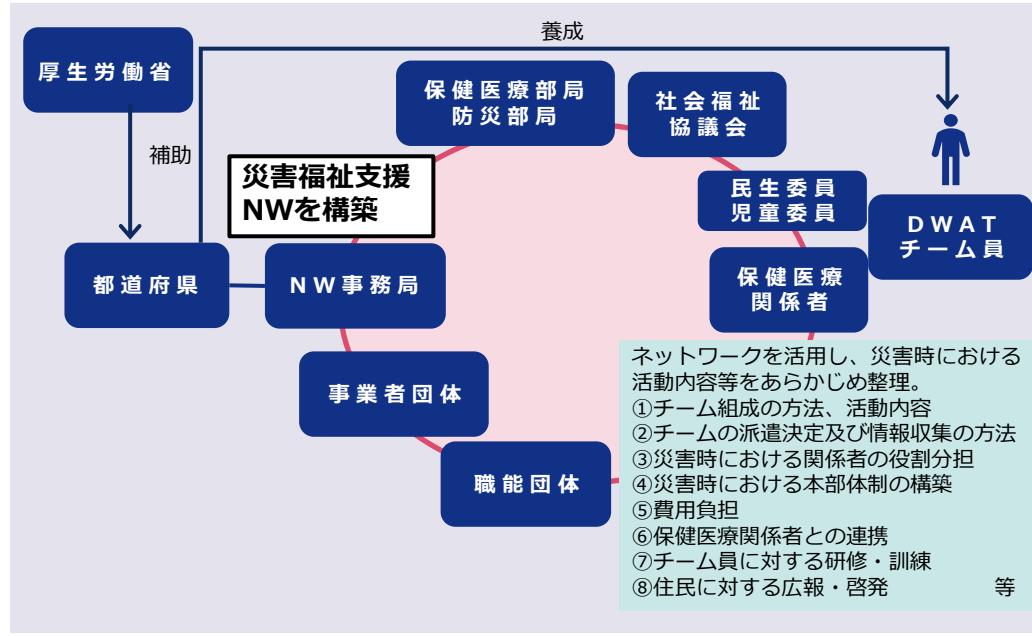
- ・ ネットワーク事務局の運営
- ・ DWATチーム員の養成
- ・ 災害時の支援体制の検討・構築
- ・ 他都道府県との情報交換 等

(2) 連携体制充実事業（取組例）

- ・ 保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
- ・ 受援体制の検討・構築
- ・ 市町村のネットワークの参画と連携体制の検討・構築
- ・ 住まいや司法等の民間の生活再建関係者やNPO等ボランティア団体のコーディネートを行う災害中間支援組織との連携の強化、訓練の実施【拡充】 等

(3) 災害対応力向上事業（取組例）

- ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置 等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：定額

令和8年度当初予算案 保健福祉調査委託費 35百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATリーダーを養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置しているが、災害救助法の改正に伴うDWATの活動範囲拡大や能登半島地震の対応において指摘のあった様々な課題に対応するため、中央センターの機能を強化し、災害対応の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

<平時>

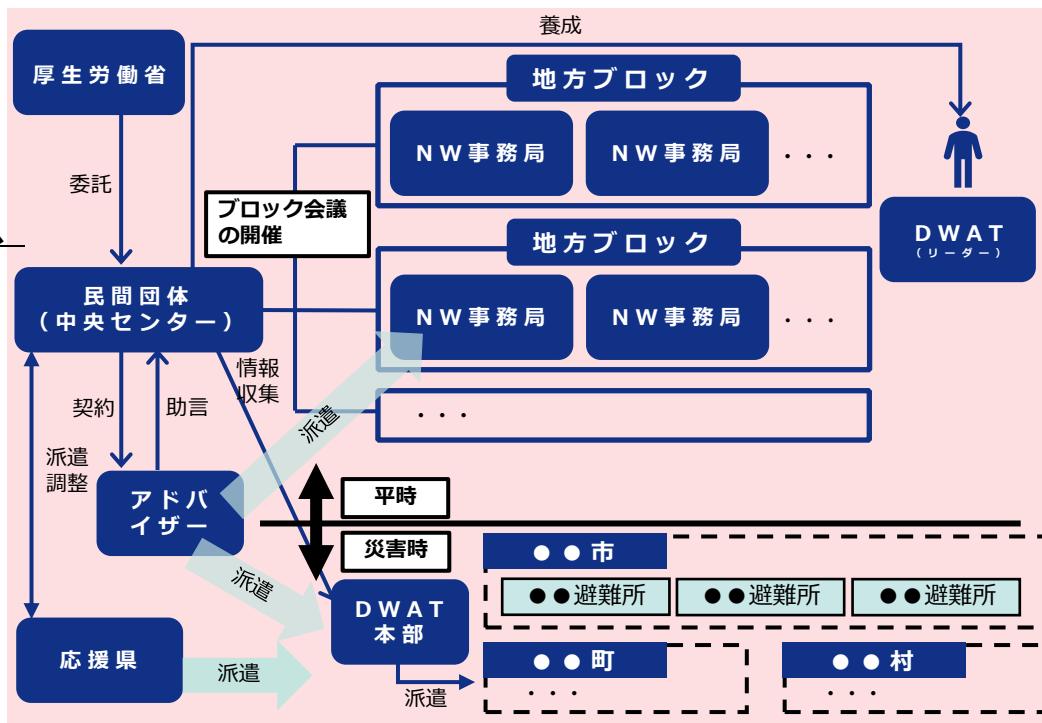
- (1) 広域的な連携体制の構築支援
 - ・ ブロック会議の開催
 - ・ 災害時の福祉的支援に知見のあるアドバイザーを確保し、各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営や体制強化、中央センターの効果的な運営に対する支援【拡充】
 - ・ アドバイザーの派遣等に伴う中央センターの体制強化【拡充】

等

- (2) 全国研修の実施
 - ・ DWAT研修の実施、カリキュラム等作成

<災害時>

- (3) 災害時の被災地支援
 - ・ 被災地のDWAT活動状況の情報収集
 - ・ DWAT等の広域的な派遣調整
 - ・ アドバイザーの派遣によるDWATの派遣調整に対する助言や被災状況の確認等を通じた被災地支援【拡充】



社会・援護局（社会） 施策照会先一覧

施策事項		所管課室	担当係	担当者	内線
1	地域共生等の施策に関する議論の状況について	総務課	企画法令係	佐藤	2809
2	生活保護制度について	保護課	総務係	長谷川	2824
3	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について	地域共生社会推進室	支援調整係	石松	2289
4	生活困窮者自立支援制度について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	左向	2879
5	成年後見制度の利用促進等について	成年後見制度利用促進室	—	平田	2289
6	自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	佐藤	4260
7	困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	女性支援室	女性支援係	森戸	4584
			調整係	廣岡	4586
8	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	総務課	—	御子貝	2817
9	ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	武井	2219
10	福祉・介護人材確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	水津	2849
11	社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	高村	2871
12	災害に備えた福祉支援体制等について	福祉基盤課	施設係	菊池	2864